

第5期 国立市しょうがい福祉計画

第1期 国立市しょうがい児福祉計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現に向けて

平成30年（2018年）3月

国立市

はじめに

この度、国立市における、平成30年度から平成32年度までのしょうがい福祉サービスに関する目標値や見込量を定めた「第5期国立市しょうがい福祉計画・第1期しょうがい児福祉計画」を策定いたしました。



この計画は「国立市しょうがいしゃ計画」に規定する基本理念「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現」を受けて、主に生活を支援するしょうがい福祉サービスへの具体的な取り組みについて、項目ごと目標値や見込量を定めるものです。

今回の策定では、障害者総合支援法に基づき第5期となる「しょうがい福祉計画」とあわせて、改正された児童福祉法に基づく第1期「しょうがい児福祉計画」とを、一体として構成しております。しょうがいのある人にとって、あたりまえに暮らすことのできるまちを実現していくには、どのようなサービスが今後どの程度必要とされるのか、あるいはしょうがいのあるお子さんが地域であたりまえに暮らしていくためにどのような支援がどれだけ見込まれるのか、今後の3年間を見通して、しょうがい福祉施策に取り組んでいくための計画となります。今後は 関係機関等と連携を図り、協力しながら、この計画の着実な推進に取り組んでまいります。

計画の策定にあたっては、第3期、第4期の評価に取り組んでいただき、また今回の策定のためにご意見をいただいた国立市心身しょうがい者（児）自立支援協議会全体会委員の皆様並びに4つの部会にご参画いただいている皆様、実態調査やパブリックコメント、市民意見交換会へのご参加等を通じてご意見、ご提案をいただいた皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）2月

国立市長

永見 理夫

目 次

1. 計画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画策定の趣旨と計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
2. しょうがいのある人を取りまく現状・・・・・・・・・・	5
(1) 人口構造の推移	
(2) しょうがいのある人の状況	
①身体しょうがいのある人の状況	
②知的しょうがいのある人の状況	
③精神しょうがいのある人の状況	
④その他のしょうがいのある人の状況	
(3) 「国立市しょうがい福祉計画」等策定に関わる実態調査の概要	
3. 成果目標（基本指針による項目立て）・・・・・・・・・・	23
(1) 施設入所者の地域生活への移行	
(2) 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域生活支援拠点等の整備	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等	
4. 活動指標（障害福祉サービス等の見込量）・・・・・・・・	30
(1) 障害福祉サービスの第4期実績値と第5期各年度見込量	
①訪問系サービスの見込量	
②日中活動系サービスの見込量	
③居住系サービスの見込量	
④計画相談支援等の見込量	
⑤障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の見込量	
⑥医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	
(2) 地域生活支援事業の第4期実績値と第5期各年度見込量	
①相談支援事業等の見込み	
②意思疎通支援事業の見込み	
③日常生活用具給付事業の見込み	
④移動支援事業の見込み	
⑤地域活動支援センターの見込み	
⑥任意事業の見込み	
5. 計画の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(1) 実施体制	
(2) 進行管理体制・評価方法	
※資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59

注1 しょうがいの表記については、法・制度に規定されている場合は「障害」とし、それ以外はひらがなとします。

注2 改元後（平成31年5月1日以降）は新元号に読み替えます。

1. 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨と計画の位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」）第 88 条に基づき策定するものです。障害者総合支援法第 87 条に基づく基本指針に沿い、以下の項目を中心として策定しました。

なお、平成 28 年（2016 年）に児童福祉法が改正されたことにより第 33 条の 20 に基づき障害児福祉計画を策定することとなったため、同様に児童福祉法第 33 条の 19 に基づく国の基本指針に沿い「しょうがい児福祉計画」についても一体として策定しています。そのため、平成 30～32 年度（2018～2020 年度）を、しょうがい福祉計画の第 5 期、しょうがい児福祉計画の第 1 期としています。

【計画の中心となる項目】

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- しょうがい児支援の提供体制の整備
- 障害福祉サービス、障害児通所サービスの各年度における必要数の見込み（活動指標）

策定にあたっては平成 29 年度（2017 年度）から 35 年度（2023 年度）を計画期間とする「国立市しょうがいしゃ計画」との調和をとり、その基本理念に沿うものとします。

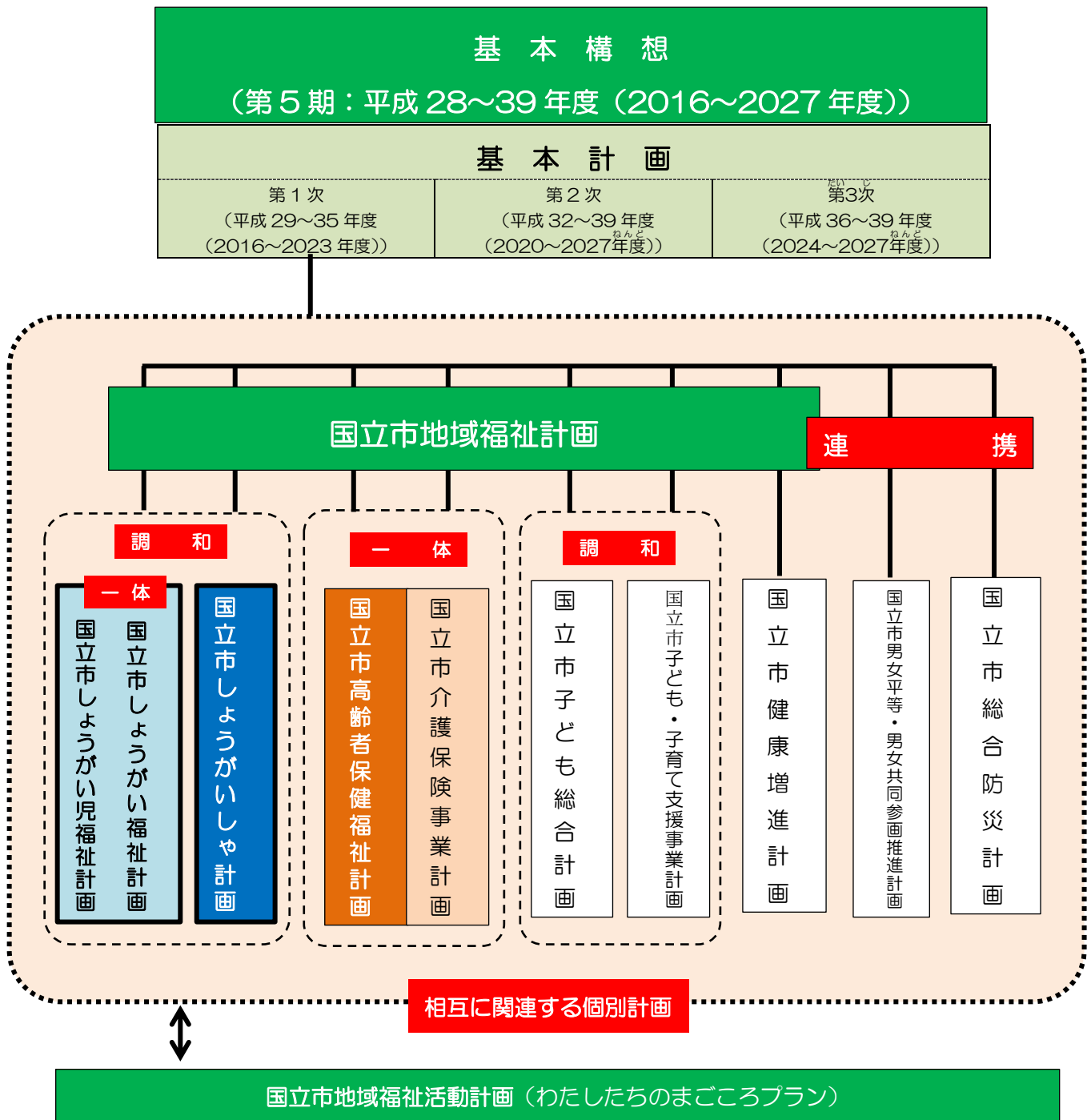
【国立市しょうがいしゃ計画（平成 29 年度（2017 年度）策定分）基本理念】

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

この計画は、障害者総合支援法第88条第8項の規定に基づき、国立市心身しょうがい者（児）自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）の全体会及び4つの部会からの意見聴取を行い、策定しました。

また、この計画は市の基本構想・基本計画を上位計画とし、関連する計画との整合性をもって策定しています。関連する計画は次のとおりです。

【関連する計画】



(2) 計画期間

「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」と、関連する計画が対象とする期間は次のとおりです。

計画名称	平成 29 年度 （2017 年度）	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）	平成 33 年度 （2021 年度）	平成 34 年度 （2022 年度）	平成 35 年度 （2023 年度）	平成 36 年度 （2024 年度）	平成 37 年度 （2025 年度）	平成 38 年度 （2026 年度）
しょうがいしゃ計画	国立市しょうがいしゃ計画（今回策定する計画：7 年間）									
しょうがい福祉計画	第 4 期	第 5 期		第 6 期						
しょうがい児福祉計画	—	第 1 期		第 2 期						
基本構想	第 5 期（平成 28～39 年度：12 年間）									
基本計画	第 1 次（平成 28～35 年度：8 年間）				第 2 次（平成 32～39 年度：8 年間）			第 3 次（平成 36～39 年度：4 年間）		
地域福祉計画	第 2 次（平成 28～34 年度：6 年間）									
高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画と一体		介護保険事業計画と一体			介護保険事業計画と一体				
介護保険事業計画	第 7 期			第 8 期			第 9 期			
子ども総合計画	第三次（平成 28～35 年度：8 年間）									
子ども・子育て支援事業計画	（平成 27～31 年度：5 年間）									
健康増進計画	第二次（平成 27～38 年度：10 年間）									
男女平等男女共同参画推進計画	第 5 次（平成 28～35 年度：8 年間）									
総合防災計画	（平成 28～32 年度：5 年間）									

2. しょうがいのある人を取りまく現状

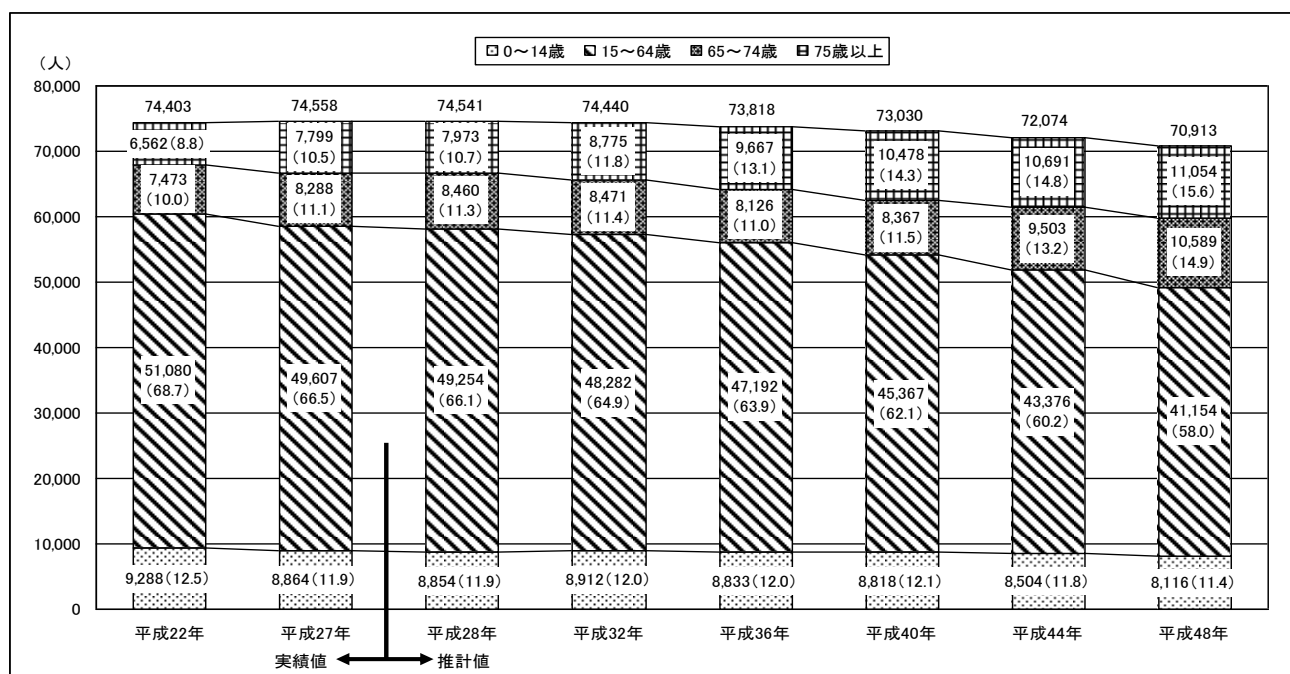
(1) 人口構造の推移

国立市の人口は平成 27 年（2015 年）1 月 1 日現在、74,558 人（外国人住民を含む）であり、5 年前と比較すると微増しています。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じていて、国立市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の 65 歳以上の人口（老年人口）は、平成 27 年（2015 年）1 月 1 日現在、16,087 人で、高齢化率は、21.6%となっています。今後、平成 36 年度（2024 年度）には 24.1%前後になることが見込まれます。

一方、15 歳未満の人口（年少人口）は、平成 27 年（2015 年）1 月 1 日現在、8,864 人で、総人口に占める割合は、11.9%となっています。今後平成 40 年度（2028 年度）までは 8,800 人前後を維持すると見込まれます。

【国立市の将来人口推計】



なお、国立市の過去 10 年間の人口、世帯数の推移は以下のとおりです。（「統計くにたち」より）

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人口 (単位：人)	73,626	73,740	74,174	74,253	74,403	74,447	74,511	74,566	74,385	74,558
世帯数 (単位：世帯)	33,243	33,626	34,087	34,229	34,431	34,479	34,579	35,418	35,532	35,771

※国立市「統計くにたち 平成 27 年版」より抜粋



《ポイント》

くにたち市には、だいたい 75,000 人の人が住んでいる。
だいたい 35,000 世帯くらいに住んでいる。
くにたち市に住んでいる人はこれから少しずつ、だんだん減っていく
と思われる。

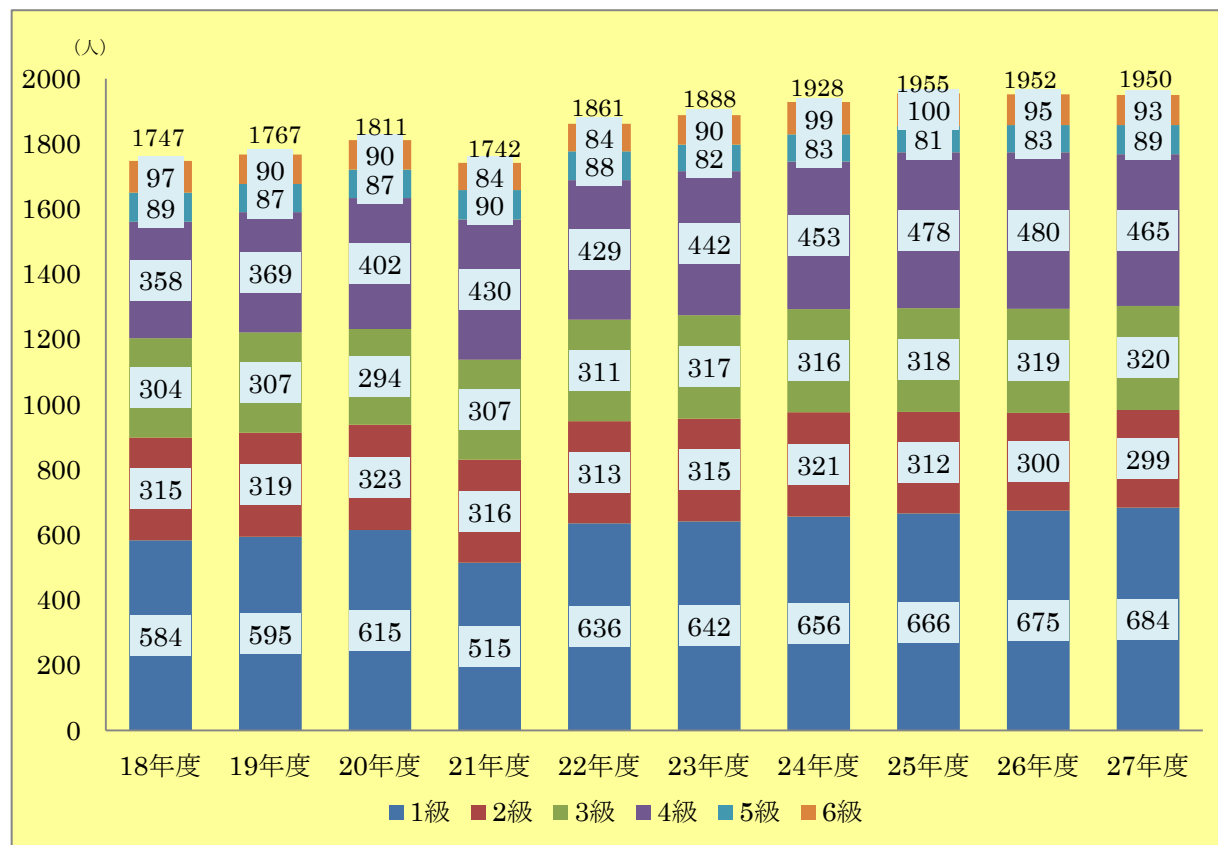
(2) しょうがいのある人の状況

① 身体しょうがいのある人の状況

身体障害者福祉法に定められた、身体障害者手帳を取得している人を指します。手帳には、「視覚」、「聴覚」、「音声言語・咀嚼」、「肢体不自由」、「内部」の種類があります。

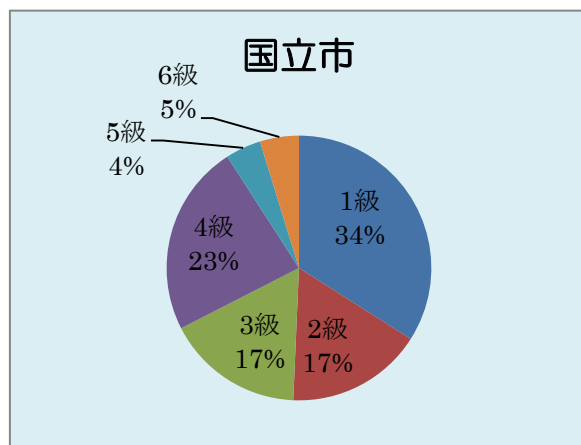
【身体障害者手帳所持者に関する推移等】

ア 国立市における身体障害者手帳所持者数の推移 注：各年4月1日現在。満18歳未満を含む



※国立市「統計くになち 平成27年版」より抜粋

(国立市の平成27年(2015年)における1～6級の人の構成比)



イ 国立市における身体障害の種類の状況

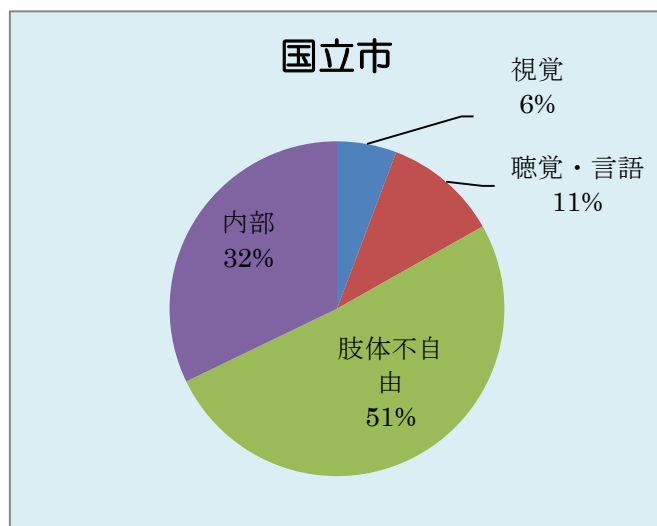
平成28年（2016年）4月1日現在

単位：人

障害の種類	65歳未満	65歳以上	合 計
総数	675	1,269	1,944
視覚障害	40	72	112
聴覚・言語障害	76	139	215
肢体不自由	370	622	992
内部障害	189	436	625

※国立市しょうがいしゃ支援課作成

（国立市の身体障害の種類の構成比）



《ポイント》

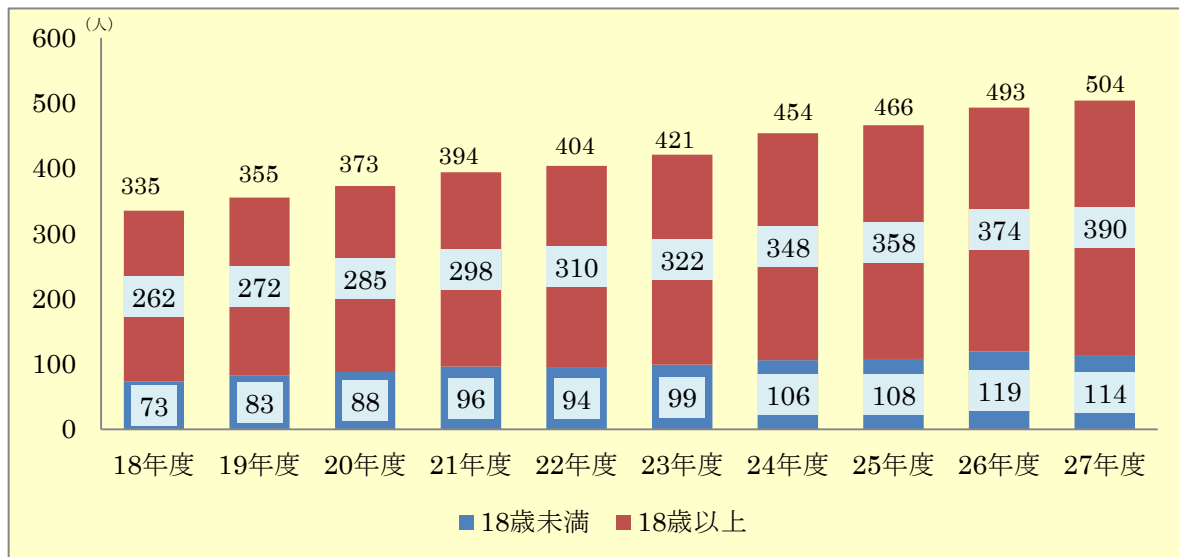
くにたち市では、だいたい 2,000 人の人が、体にしょうがいがある。
目の見えにくい人が 100 人くらい。
耳の聞こえにくい人が 200 人くらい。
体に不自由がある人が 1,000 人くらい。
体の内部にしょうがいのある人が 600 人くらい。

② 知的しょうがいのある人の状況

知的しょうがいは、18歳以前の病気や事故などによるしょうがいであり、認知症などと区別されます。各都道府県が発行する療育手帳を取得して、手当等のサービスを受けます。東京都の療育手帳は「愛の手帳」といいます。

【愛の手帳所持者に関する推移等】

ア 国立市における愛の手帳所持者数の年齢階層別推移



※国立市「統計くにたち 平成27年版」より

イ 国立市における愛の手帳所持者の状況

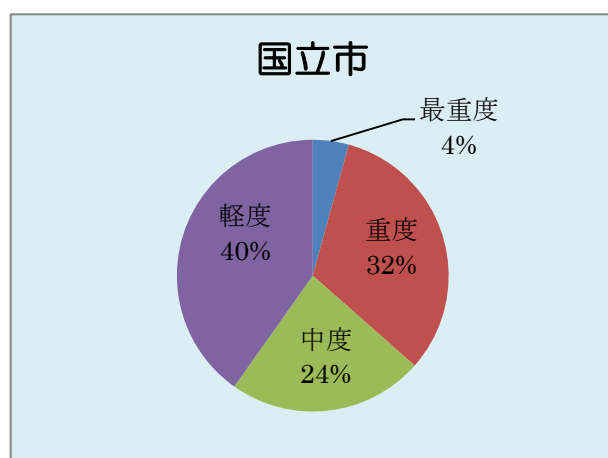
平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在

単位：人

	総数	最重度 (1 度)	重度 (2 度)	中度 (3 度)	軽度 (4 度)
総数	515	22	166	120	207
知的障害児 (18 歳未満)	124	1	31	28	64
知的障害者 (18 歳以上)	391	21	135	92	143

※国立市しょうがいしゃ支援課作成

(国立市の知的障害の階層の構成比)



《ポイント》

くにたち市では、だいたい 500 人の人に、知的のしょうがいがある。

③ 精神しょうがいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳は、精神科医師の診断書（または精神障害を理由として支給されている障害年金の証書）に基づき、精神のしょうがいのために長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付される手帳です。2 年ごとに更新が必要です。

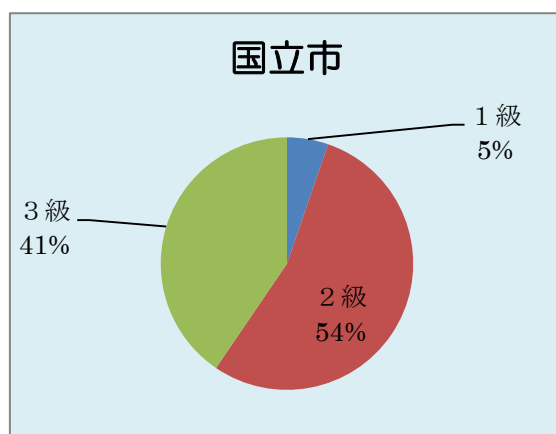
【精神障害者保健福祉手帳所持者に関する推移等】

ア 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在 単位：人

総数	1 級	2 級	3 級
605	32	328	245

※国立市しょうがいしゃ支援課作成



【自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数】

精神科に定期的に通院するための医療費助成制度を利用している方の人数及び推移は以下のとおりです。

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
国立市	1,014人	1,075人	1,151人	1,201人	1,265人
東京都※2	42,961人	44,979人	47,047人	49,310人	51,774人

※ 各年9月末 東京都立中部総合精神保健福祉センターによる

※2 八王子市・町田市を除く市町村及び島しょ部の合計

《ポイント》

くにたち市では、だいたい 600 人の人に、精神のしょうがいがある。
1200 人以上の人が、精神科に通院をしながら生活している。

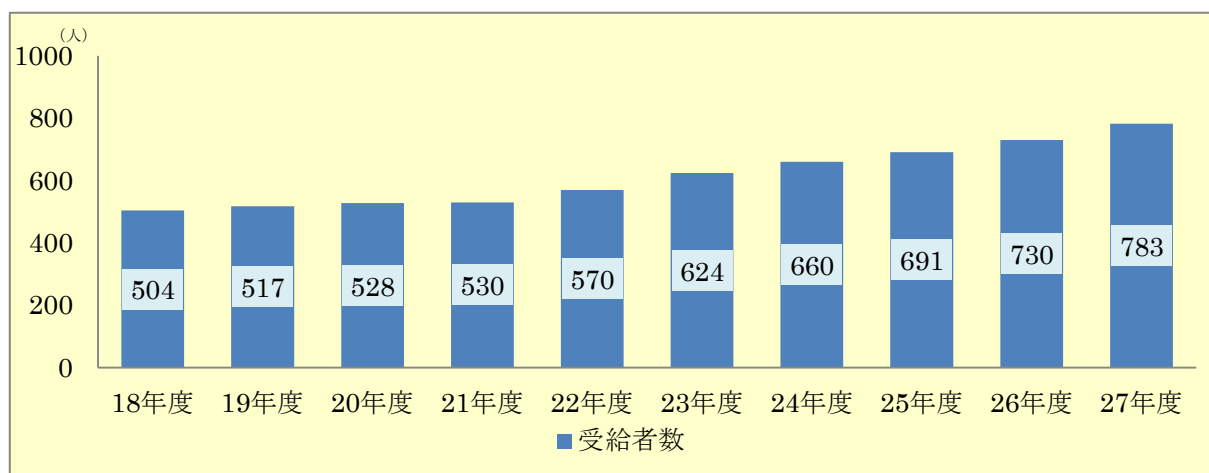
④ その他のしょうがいのある人の状況

【難病患者に関する推移等】

難病は、長期の療養による医療費の負担が大きいため、またデータの収集を効率的に行い治療研究を推進するため、医療費助成の対象となっている難治性の疾患です。この医療費助成制度は、平成26年（2014年）に成立した法律に基づいて継続的に行われることとなりました。330疾病が医療費助成の対象となっています（平成29年（2017年）4月1日現在）。また、平成25年（2013年）からは、身体障害者手帳等の取得がなくても、障害者総合支援法や児童福祉法のサービスの対象になることとなっています。

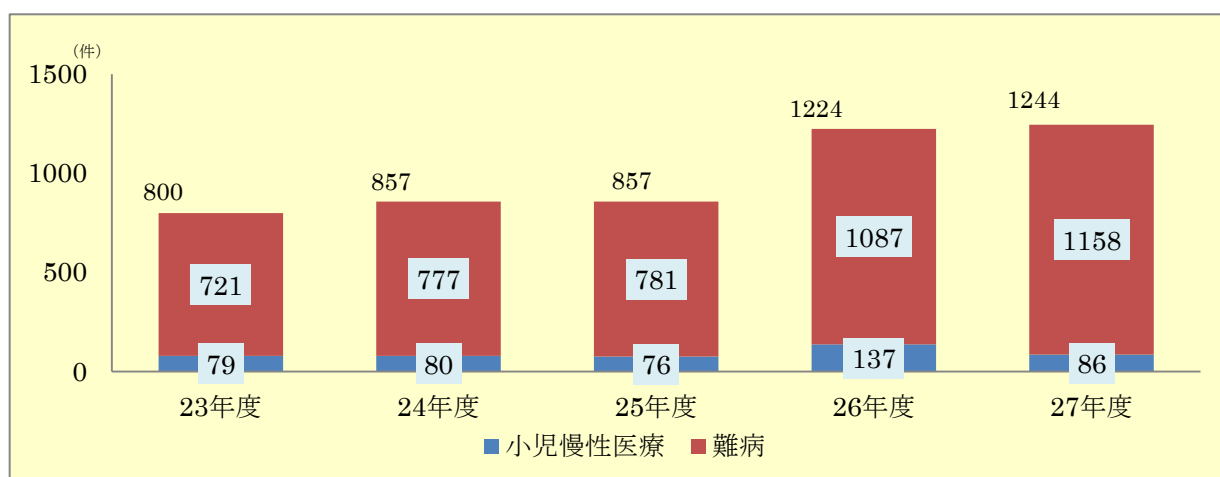
国立市では、難病医療費助成の対象者及び18歳未満の「小児慢性疾患」の医療費助成の対象者に手当を支給しています。

ア 国立市における特殊疾病者等福祉手当受給者数



※各年度3月期：国立市しょうがいしゃ支援課作成

イ 国立市における難病医療等受付件数



※国立市しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》

くにたち市では、800 人くらいの人が治りにくい病気にかかっている。

【高次脳機能しょうがいしゃ支援の推移】

高次脳機能しょうがいは、脳血管疾患や事故などで脳の一部分が損傷することによる後遺症です。言語、記憶、注意、感情、行為などに様々な症状が出現しますが、外見からわかりにくく、一人ひとり症状が異なります。現在は、精神障害者保健福祉手帳の取得や身体障害者手帳の音声・言語機能障害の手帳の取得により、しょうがいしゃとして支援を受けられるようになっています。

国立市では、平成 23 年（2011 年）に高次脳機能しょうがいしゃの支援をする職員を配置し相談に対応しつつ、どのような事業を行っていくかを検討してきました。相談のなかで、居場所が欲しいというニーズが多かったため、平成 26 年度（2014 年度）より「高次脳機能しょうがいしゃサロン」を開始し、週に 1 回のプログラムを実施しています。

（高次脳機能しょうがいしゃ相談実人員）

平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
21 人	31 人	34 人	39 人

※国立市しょうがいしゃ支援課

《ポイント》

高次脳機能しょうがいには外見からわかりにくく、その人数もはっきりしない。

くにたち市で相談できる体制をつくったら、40 人くらいの人から相談がくるようになっている。

⑤しょうがいのある児童の状況

児童福祉法の改正によりしょうがいのある児童の通所サービスが変更となり、平成24年度（2012 年度）から児童発達支援・放課後等デイサービスなどの「障害児通所支援」として提供されるようになりました。

障害児通所支援を利用している児童のサービス種別、主たる障害種別の支給決定人数は以下のとおりです。

（厚生労働省 障害児福祉行政資料 様式16より）

サービス種類	支給決定人数（人）										
	総数	主たる障害種別内訳									
		知的	肢体 不自由	精神 ※2	視覚	聴覚・ 言語	重症 心身	発達	発達 の 疑い	その他	分類 不能
児 童 発 達 支 援	34	5	2	1	0	1	1	4	17	2	1
医療型児童発達支援	4	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0
放課後等デイサービス	118	55	0	5	0	0	5	23	23	5	2
保育所等訪問支援	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
計	158	61	4	6	0	2	7	27	40	8	3

※平成29年（2017 年）4月1日現在 国立市しょうがいしゃ支援課調べ（児童調査票より）

※2 知的しょうがい、発達しょうがいを除く

《ポイント》

障害児通所支援を利用している児童は160人くらいいる。

利用している児童のしょうがいの種類としては、知的しょうがいが多いが、発達しょうがいと発達しょうがいの疑いを合わせるとより多くなる。

(3) 「国立市しょうがい福祉計画」等策定に関わる実態調査の概要

国立市では、平成 29 年（2017 年）3 月に『障害者計画』や『障害福祉計画』・『障害児福祉計画』の策定作業のため、しょうがいのある人の実態調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

①調査基準日

平成 29 年（2017 年）3 月 1 日

②調査対象

18 歳以上のしょうがいのある人 1,500 人

平成 29 年（2017 年）1 月 1 日時点において、国立市に住民登録があり、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が 2,894 人であり、概ねその半数にあたる 1,500 人を調査対象者数として設定。なお、手帳所持の割合に応じて身体障害者手帳を所持する人 990 人（66%）、愛の手帳を所持する人 210 人（14%）、精神障害者保健福祉手帳を所持する人 300 人（20%）の内訳をもって無作為による層化抽出を行った。

18 歳未満のしょうがいのある人 80 人

平成 29 年（2017 年）1 月 1 日時点において、国立市に住民登録があり、障害児通所支援サービスの支給決定をしている児童 160 人の半数を対象として設定。

③調査方法

対象者の現住所地へ調査票を郵送し、回答を記入した調査票の返送を依頼。

④調査期間

調査票発送の日から平成 29 年（2017 年）3 月 13 日

⑤回答状況

18 歳以上のしょうがいのある人 回答数 821 人（有効回答率 54.7%）

18 歳未満のしょうがいのある人 回答数 26 人（有効回答率 32.5%）

⑥回答の概要

18 歳以上のしょうがいのある人

■821 人のうち、本人 600 人（73.1%）からの回答があった。

■男性 436 人（53.1%）、女性 379 人（46.2%）からの回答があった。

■65 歳以上の人 538 人（65.5%）からの回答があった。

■ひとりで暮らしている人 215 人（26.2%）からの回答があった。

■配偶者又はパートナーと暮らしている人 400 人（48.7%）からの回答があった。

■主な収入は、「年金・手当」488 人（59.4%）、「ご家族の給与・賃金」125 人（15.2%）、
「あなた自身の給与・賃金」96 人（11.7%）。

■身体障害者手帳を所持する人 706 人（86.0%）、愛の手帳を所持する人 93 人（11.3%）、
精神障害者保健福祉手帳を所持する人 52 人（6.3%）、高次脳機能しょうがいがある
人 15 人（1.8%）、発達しょうがいがある人 9 人（1.1%）、難病がある人 48 人（5.8%）
からの回答があった。

■介護保険の要介護認定申請をした人が 241 人（29.4%）、その内、「非該当」の人 10
人、「要支援 1 または 2」の人 80 人と回答があった。

- 「とても健康である」55 人（6.7%）、「まあまあ健康である」400 人（48.7%）と回答があった。「あまり健康でない」202 人（24.6%）、「健康でない」153 人（18.6%）であった。
- 医療機関に「定期的に通院している」人は 648 人（78.9%）で、通院の頻度は月に 1 回以下が 399 人、月に 10 回以上は 71 人であった。
- 就業について「以前働いていたが現在は働いていない」人が 440 人（53.6%）、「働いたことがない」人が 154 人（18.8%）であった。この内、今後働きたいと思っている人は 100 人。働いていない理由は「高齢のため」336 人、「しょうがい・病気の程度や症状のため」267 人。
- 何らかの介助・支援を受けている人は 343 人（41.8%）。介助者・支援者は「配偶者またはパートナー」101 人、「（介護保険の）ケアマネジャー」97 人、「子」83 人、「ホームヘルパー」80 人、「施設職員」74 人、「父母」62 人と続いた。
- 主な介助・支援の内容は、「家事」169 人、「書類の管理や手続きなど」167 人、「外出」165 人、「食事」161 人と続いた。
- 今後どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」467 人（56.9%）、「ひとりで暮らしたい」119 人（14.5%）と続いた。
- ずっと国立市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」601 人（73.2%）、「当分住み続けたい」103 人（12.5%）と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「福祉タクシー券事業」205 人、「ガソリン費助成」102 人、「補装具費支給事業」77 人、「居宅介護」65 人、「生活介護」62 人と続いた。
- ご意見・ご要望（自由記入欄）には、65 歳未満の人では 95 人から延べ 118 件、65 歳以上の人では 119 人から延べ 134 件の記入があった。

18 歳未満のしょうがいのある人

■26 人のうち、本人 2 人 (7.7%)、家族 23 人 (88.5%) からの回答があった。

■男性 16 人 (61.5%)、女性 10 人 (38.5%) からの回答があった。

■6 歳未満(就学前)の人 13 人(50.0%)、小学生 6 人(23.1%)、中学生 3 人(11.5%)、15 歳以上 4 人 (15.4%) からの回答があった。

■3 人以上の世帯で暮らしている人 23 人 (88.5%) からの回答があった。

■身体障害者手帳を所持する人 4 人(15.4%)、愛の手帳を所持する人 11 人(42.3%)、精神障害者保健福祉手帳を所持する人 2 人 (7.7%)、発達しょうがいがある人 13 人 (50.0%)、難病がある人 1 人 (3.8%) からの回答があった。

■「とても健康である」10 人 (38.5%)、「まあまあ健康である」14 人 (53.8%) と回答があった。

■医療機関に「定期的に通院している」人は 18 人 (69.2%) で、通院の頻度は月に 1 回以下が 11 人であった。

■通園や通学については、保育園 3 人、幼稚園 1 人、特別支援学校幼稚部 2 人、普通学級 (小・中) 2 人、特別支援学級 5 人、通級指導学級 (小・中) 1 人、特別支援学校 (小・中) 7 人と回答があった。

■何らかの介助・支援を受けている人は 18 人 (69.2%)。介助者・支援者は「母」18 人、「父」14 人、「ホームヘルパー」5 人、「施設職員」5 人と続いた。

■主な介助・支援の内容は、「外出」15 人、「着替え・身だしなみ」14 人、「入浴」13 人、「トイレ」12 人、「食事」10 人、「人とのコミュニケーション」10 人と続いた。

■将来どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」11 人 (42.3%)、「ひとりで暮らしたい」4 人 (15.4%) と続いた。

- ずっと国立市に住みたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住みたい」6人（23.1%）、「当分住みたい」2人（7.8%）と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「放課後等デイサービス」13人、「児童発達支援」10人、「ガソリン費助成」6人と続いた。
- ご意見・ご要望（自由記入欄）には、17人から延べ22件の記入があった。

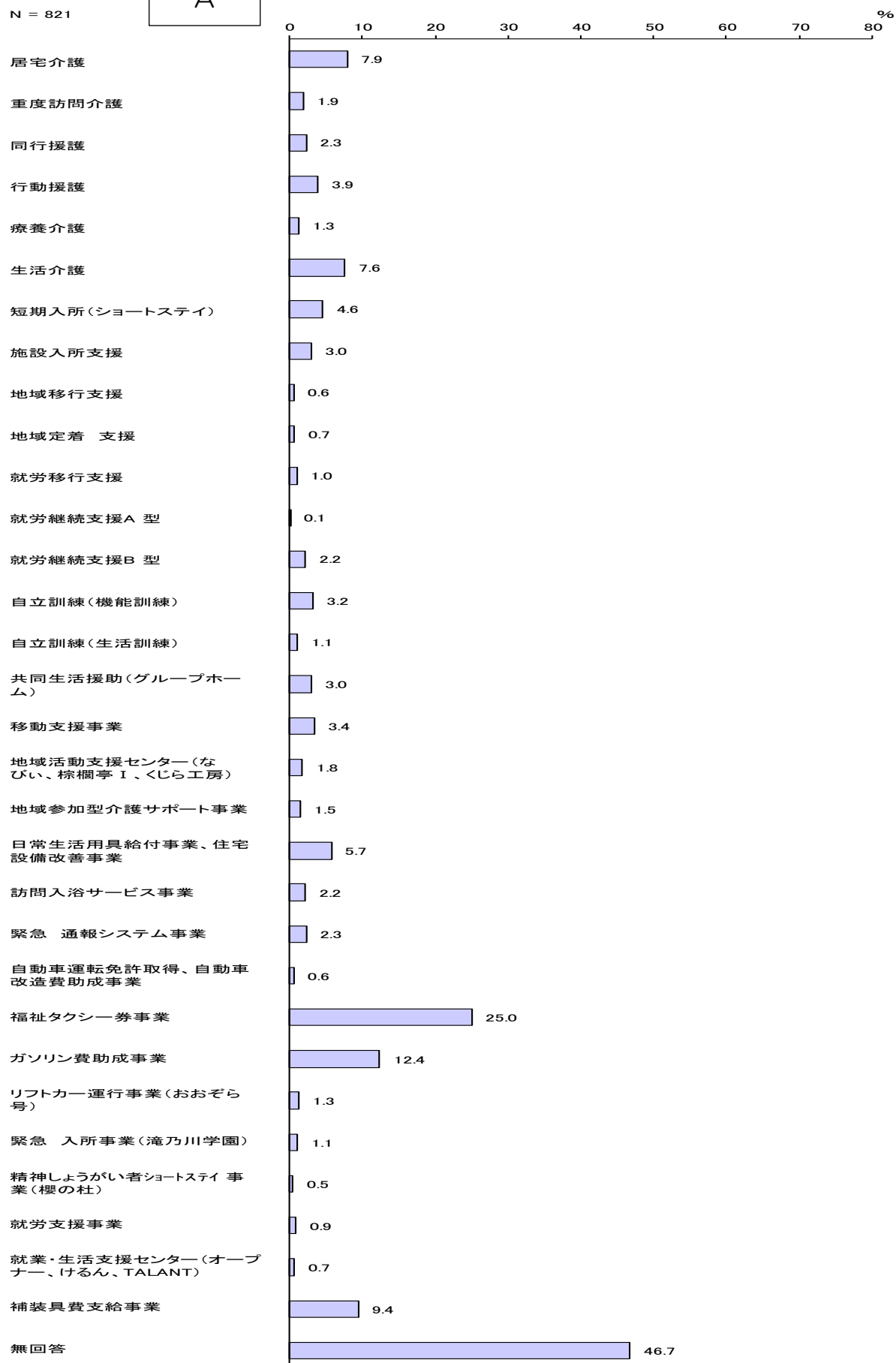
⑦障害福祉サービスの利用状況及び満足度

18 歳以上のしょうがいのある人（総数 821 人）に障害福祉サービス等の利用状況を尋ねたところ、438 人から利用しているとの回答を得られた。利用しているサービスの内訳はグラフ A のとおり。

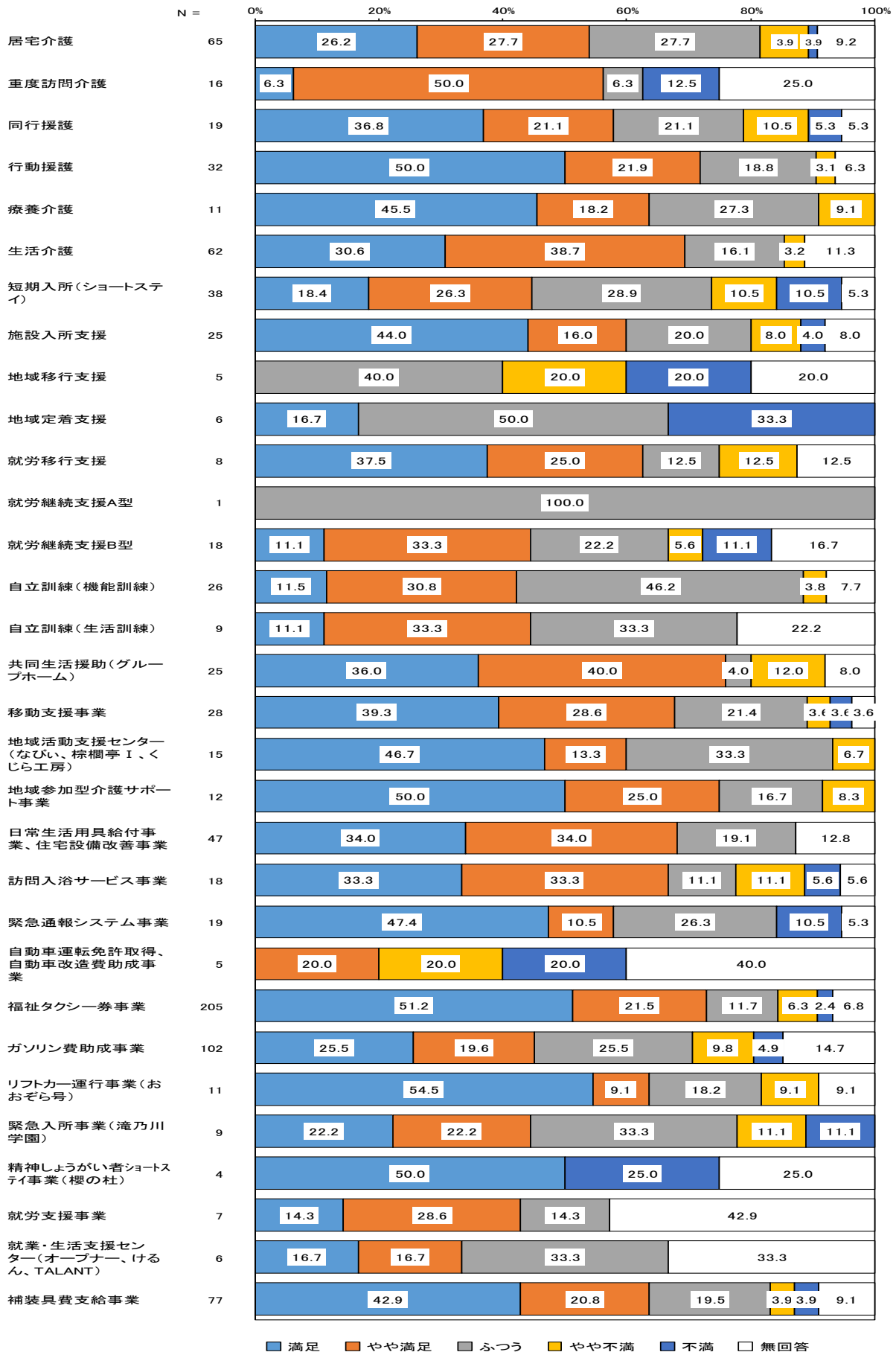
また、サービスを利用している人にサービスの種類ごとに満足度を尋ねた結果は、グラフ B のとおり。

N = 821

A



B



3. 成果目標（基本指針による項目立て）

基本指針に沿って項目ごとに第4期の実績及び第5期の見込みを示しています。なお、第4期の実績のうち、平成29年度（2017年度）については平成29年（2017年）10月末の数値であり（カッコ）で表記しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針	①平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行
	②平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減

◇用語の説明

入所施設	しょうがいや家庭の事情などさまざまな理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設 サービスの名称としては「施設入所支援」という。通常、施設入所支援と生活介護などの日中活動とが提供されており、このような施設を「障害者支援施設」という。
地域生活への移行	障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがいしゃ又は精神科病院に入院している精神しょうがいしゃが、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

児童福祉施設から成人施設への移行及び新規の希望により、第4期は入所者が増加する方向で推移しました。しかし、基本指針や国立市しょうがいしゃ計画の理念に沿って削減を目指し、地域移行や入所希望者の共同生活援助利用を検討するなどの取り組みをしていきます。基本指針では、平成28年度（2016年度）末時点からの9%以上を地域生活に移行としており、国立市では5人の移行をすすめることとなりますが、3人の移行を目指します。また、28年度（2016年度）末の入所者数の2%減とすると、1.2人減を目指すこととなりますので、3人の移行を勘案しつつ、2人を減算し32年度（2020年度）末は58人と見込みます。

（施設入所支援の利用）

	第4期実績値			第5期目標値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
目標値	平成25年度末時点の 60人から▲5人			平成28年度末時点の 60人から▲3人		
実績（各年度末）	58人	60人	(62人)	61人	60人	58人

(2) 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針 ①平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
②平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

◇用語の説明

地域包括ケアシステム	しょうがい者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関りによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと
------------	--

国立市として協議の場を1か所設置できるようにしていきます。市内にも圏域内にも精神科専門病院がないことが課題ですが、関係機関によびかけ、連携体制を構築していきます。

協議の場では、精神科病院の長期（1年以上）入院者の地域移行や、長期にわたる入院の回避を主眼におくこととし、(3)地域生活支援拠点の整備と相まって協議をすすめます。6月30日付けで行われた精神科入院中の患者数の調査（630調査）の平成29年（2017年）分をもとに、東京都が算出する平成32年度（2020年度）末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）（以下、基盤整備量）は次のとおりです。65歳以上の人も多いことから、介護保険サービス等高齢者福祉の社会資源も活用するよう協議していく必要があります。

（基盤整備量）※平成29年（2017年）11月30日付東京都通知より

		65歳以上	65歳未満
国 立 市	21 人	12 人	9 人
東 京 都	2,544 人	1,462 人	1,082 人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針 ①平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備

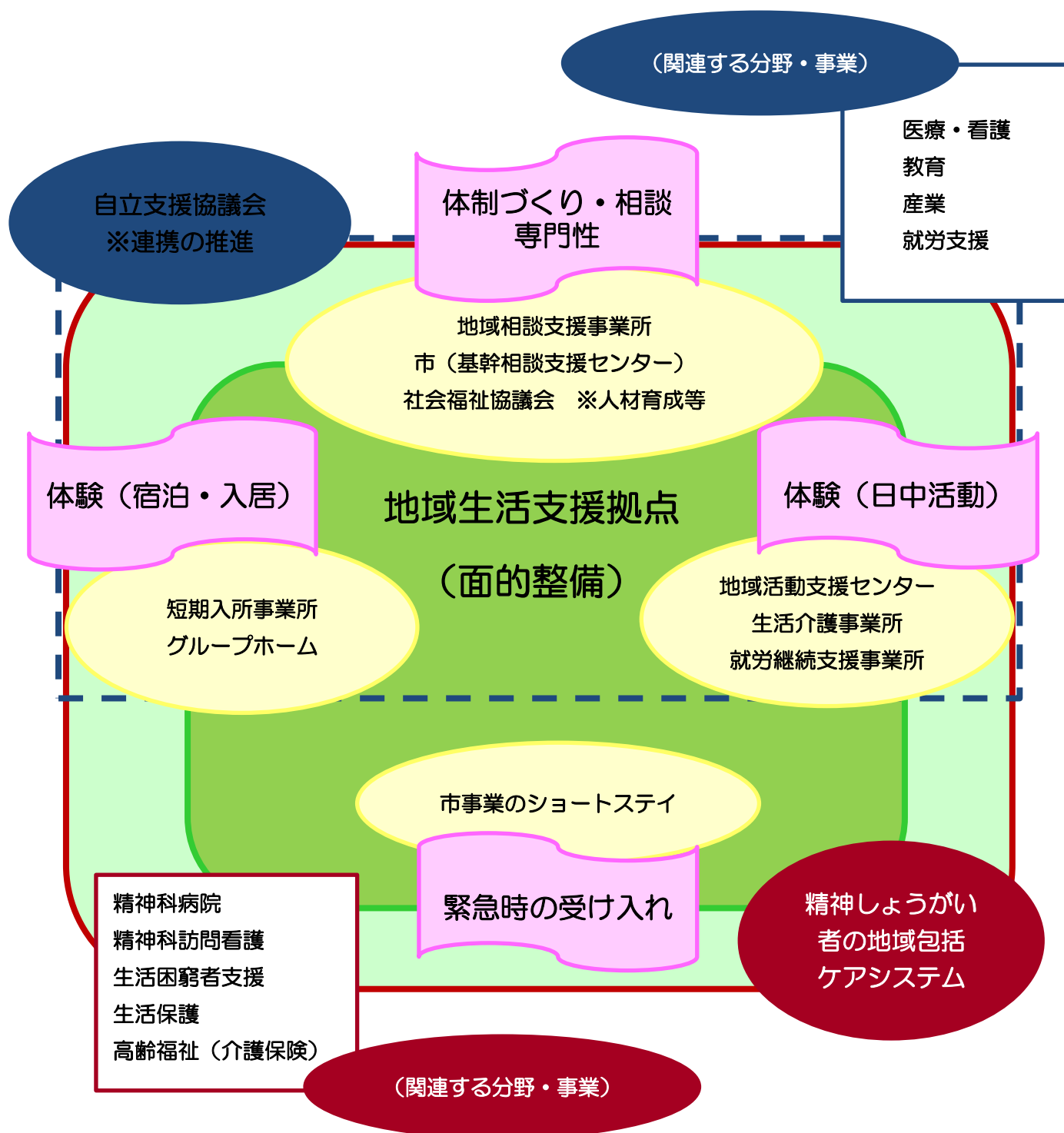
◇用語の説明

地域生活支援拠点等	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと
-----------	---

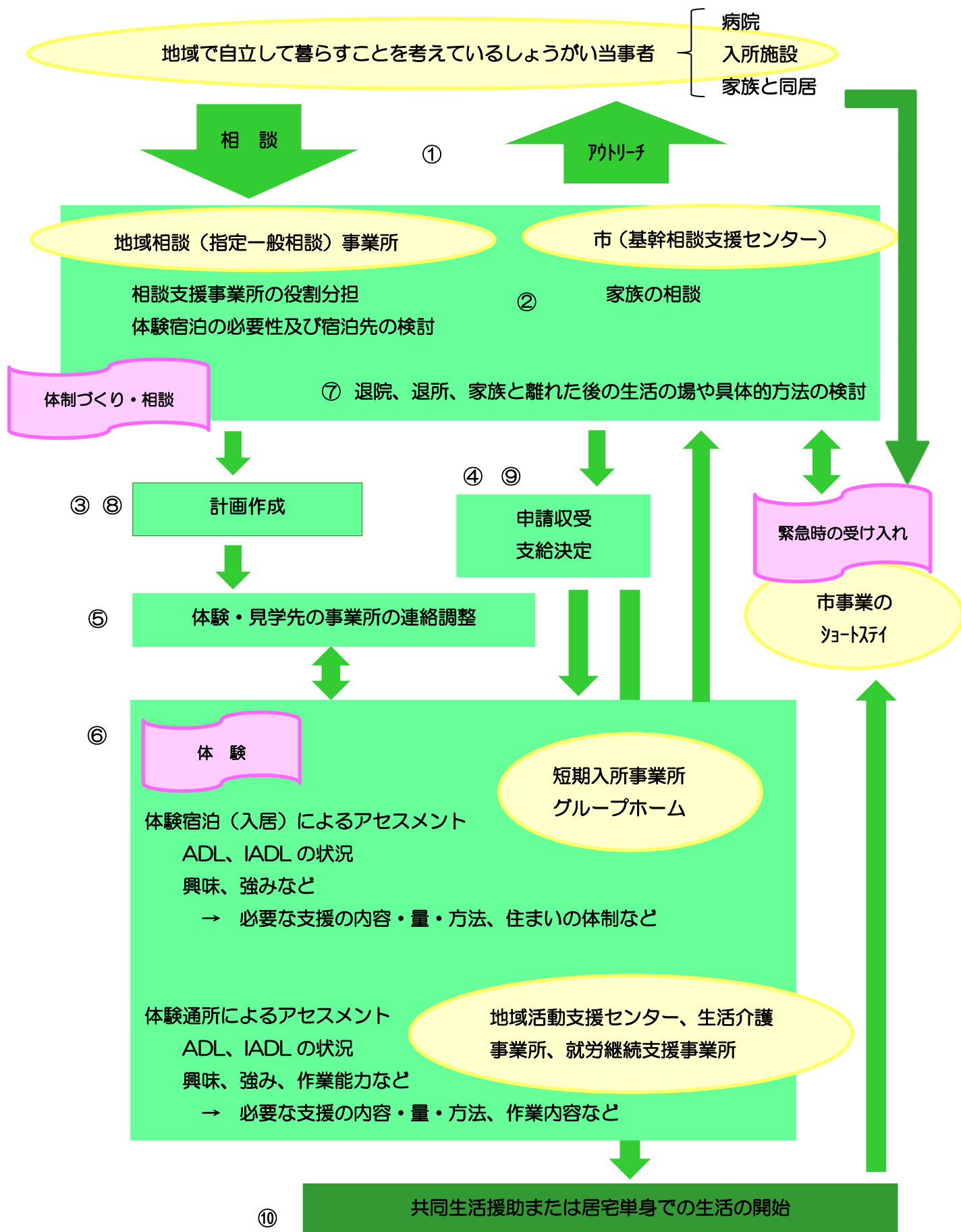
関係機関のネットワークによる面的整備をすすめ、平成32年度（2020 年度）末までに設置します。整備を進めるにあたっては、自立支援協議会及び相談支援連絡会において協議をしていきます。

また、面的整備のコーディネーターとなれるよう、基幹相談支援センターの設置について積極的に検討をすすめます。

《国立市地域生活支援拠点～全体イメージ図》



《国立市地域生活支援拠点～支援のながれのイメージ図》



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 基本指針 ①平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすること
- ②平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増やすこと
- ③就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の5割以上とすること
- ④各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすること

◇用語の説明

福祉施設	ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと
一般就労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所（一定基準以上の障害のある重度障害者の就労に必要な整備等を行っている事業所）などで働くこと

① 移行者数

自立支援協議会での取り組み等と、障害者雇用促進法の改正によって平成 30 年（2018 年）4 月に法定雇用率が引き上げられること（民間企業で 2%→2.2%）との効果を見込み、実績は 2～3 人で経過していますが、第 4 期と同じく 5 人を目標とします。

	第 4 期実績値			第 5 期目標値		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
目標値	5 人			5 人		
実績（各年度末）	3 人	2 人	(2 人)			

② 「就労移行支援」の利用

第 4 期実績は見込みを下回っていますが、雇用率引き上げなどの状況を鑑み、基本指針のとおり、28 年度（2016 年度）末実績からの 20%増（5.2 人→6 人増）を平成 32 年度（2020 年度）に見込みます。

	第 4 期実績値			第 5 期目標値		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	27 人	29 人	31 人	25 人	28 人	32 人
実績（各年度末）	23 人	26 人	(24 人)			
見込みに対する実績の比率（%）	85.2	89.7	—			

③ 移行率3割以上である就労移行支援事業所

国立市内の就労移行支援事業所は、平成28年度（2016年度）末3か所であり、そのうち移行実績が3割以上のところは2か所、66%に達しました。32年度（2020年度）末も同様の実績であるよう、事業所と連携をしていきます。

④ 就労定着支援による職場定着率80%

就労定着支援は、障害者総合支援法の見直しのひとつとして平成30年度（2018年度）新設されるサービスです。実績の推移等で見込むことができませんが、基本指針のとおり支援開始1年後の職場定着率を80%とします。

(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等

- 基本指針
- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること
 - ②平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
 - ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること
 - ④平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること

◇用語の説明

保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設等に通うしょうがい児について、その施設を訪問し、しょうがい児がしょうがい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう専門的な支援を行う
重症心身障害	重度の知的しょうがいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと 東京都では、愛の手帳1度または2度と肢体不自由の1級または2級が複合している状態やそれと同等の状態
児童発達支援	しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対する児童発達支援及び治療
放課後等デイサービス	在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス

児童発達支援センター	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを実施し、地域のしょうがい児を通所させて支援をするセンター
居宅訪問型児童発達支援	重症心身しょうがい児など外出が著しく困難なしょうがい児の居宅を訪問して実施する児童発達支援 平成30年度新設

① 平成32年度（2020年度）末までの児童発達支援センターの設置

東京都による都有地を活用した福祉インフラ整備事業の一環として、北三丁目の都有地に児童発達支援センターを誘致することに市としても積極的に関与していきます。平成32年（2020年）秋までの事業開始を目指します。

② 平成32年度（2020年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

北三丁目の都有地に誘致する児童発達支援センターの機能のひとつとして保育所等訪問支援を組み入れるよう働きかけ、平成32年（2020年）秋までの事業開始を目指します。

③ 平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保

北三丁目の都有地に誘致する児童発達支援センターの機能のひとつとして重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業の運営を組み入れるよう働きかけ、平成32年（2020年）秋までの事業開始を支援します。また、重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業については、すでに市内社会福祉法人により事業が運営されており、今後も引き続き連携、協働していきます。

④ 平成30年度（2018年度）末までに、保健、医療、しょうがい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養の注入などの医療的な行為が日常生活に必要とされる児童）の支援体制を協議する場が求められています。小児医療機関や訪問看護ステーションに連携先を求め、相談支援事業所を含めた協議の場を設置していきます。

4. 活動指標（障害福祉サービス等の見込量）

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業について、以下のとおり各年度末（3月）の実績を示します。第4期実績値のうち平成29年度（2017年度）は10月の数値であり、（かっこ）で表記します。

（1）障害福祉サービスの第4期実績値と第5期各年度見込量（各年度3月値）

① 訪問系サービスの見込量

地域移行推進の基盤整備のため、第4期は訪問系サービスの利用を多く見込んでいました。実績値はこれを下回りましたが、見込みが過剰だったというだけではなく、人材不足の影響が考えられます。利用者数の実績比率に比べて時間数の実績比率が小さく、利用ニーズは高いと思われます。

◇用語の説明

訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕

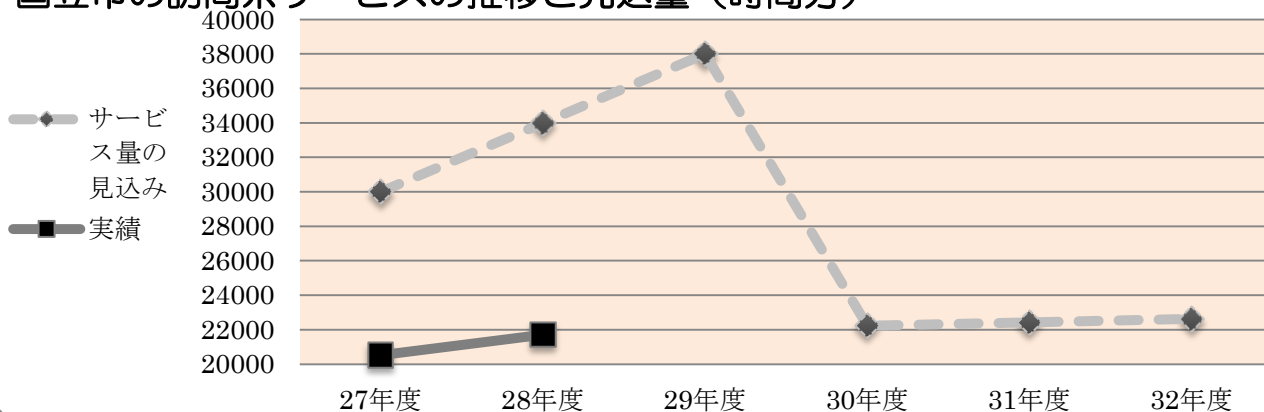
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的しょうがい・精神しょうがいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚しょうがいにより、移動に著しい困難を有する障害者の方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス

〔時間数〕

		第 4 期実績値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
サービス量の見込み		30,000 時間	34,000 時間	38,000 時間
実績値 (各年度末)	居 宅 介 護	3799.00 時間	3488.25 時間	(3310.75 時間)
	行 動 援 護	2440.50 時間	2436.00 時間	(2329.00 時間)
	重 度 訪 問 介 護	14013.00 時間	15525.50 時間	(15853.50 時間)
	重度障害者等包括支援	0.00 時間	0.00 時間	(0.00 時間)
	同 行 援 護	274.00 時間	266.00 時間	(312.50 時間)
	計	20526.5 時間	21715.75 時間	(21805.75 時間)
見込みに対する実績の比率 (%)		68.4	63.9	—

		第 5 期見込量		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み		22230 時間	22430 時間	22630 時間
事業別の見込み	居 宅 介 護	3600 時間	3700 時間	3800 時間
	行 動 援 護	2415 時間	2455 時間	2495 時間
	重 度 訪 問 介 護	15900 時間	15950 時間	16000 時間
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	同 行 援 護	315 時間	325 時間	335 時間

国立市の訪問系サービスの推移と見込量（時間分）

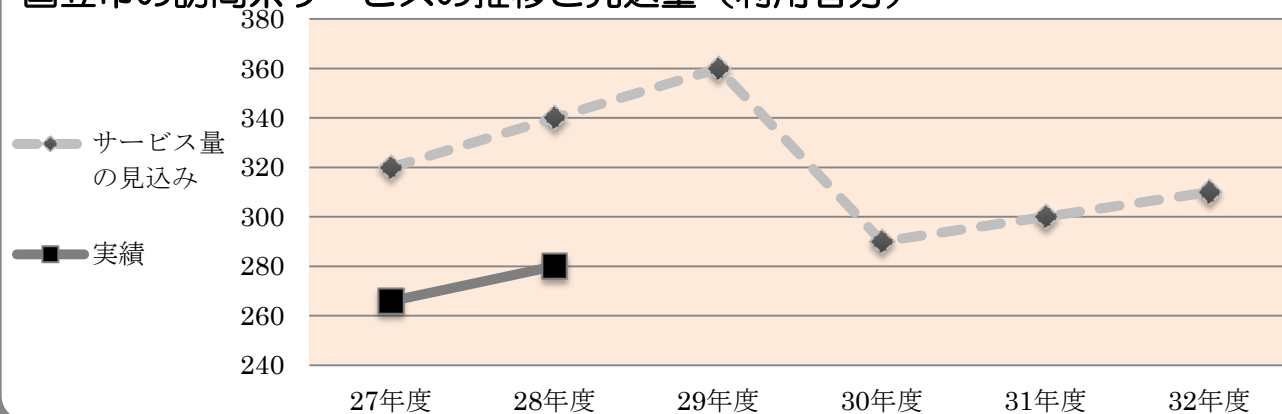


〔利用者数〕

		第 4 期実績値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
サービス量の見込み		320 人	340 人	360 人
実績値 (各年度末)	居 宅 介 護	139 人	148 人	(145 人)
	行 動 援 護	59 人	59 人	(56 人)
	重 度 訪 問 介 護	49 人	54 人	(51 人)
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	(0 人)
	同 行 援 護	19 人	19 人	(22 人)
	計	266 人	280 人	(274 人)
見込みに対する実績の比率 (%)		83.1	82.4	—

		第 5 期見込量		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み		290 人	300 人	310 人
事業別の見込み	居 宅 介 護	150 人	154 人	158 人
	行 動 援 護	60 人	62 人	64 人
	重 度 訪 問 介 護	55 人	57 人	59 人
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	同 行 援 護	25 人	27 人	29 人

国立市の訪問系サービスの推移と見込量（利用者分）



② 日中活動系サービス及び短期入所の見込量

地域での生活の安定のため、訪問系サービスと同様利用を多く見込んでいました。サービス種別で違いはあるものの、見込み通りまたは見込み以上の増加で推移しています。

就労定着支援は、平成 30 年度（2018 年度）新設となるサービスです。

◇用語の説明

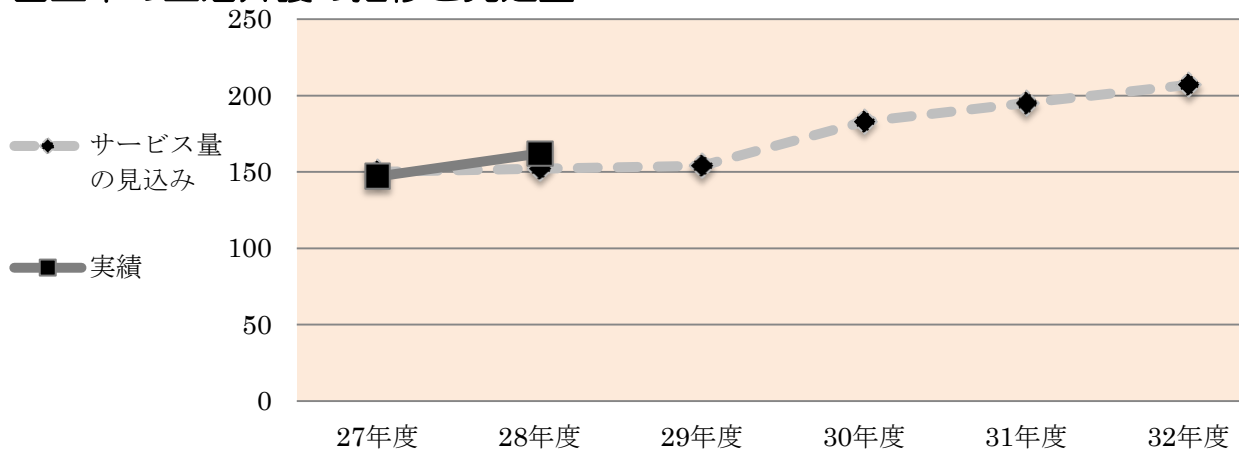
日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕

生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練（機能訓練）	身体しょうがいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練（生活訓練）	知的しょうがい・精神しょうがいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（A型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（B型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 （ショートステイ）	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

■生活介護

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	150 人	152 人	154 人	183 人	195 人	207 人
実績（各年度末）	147 人	162 人	(167 人)			
見込みに対する実績の比率（％）	98.0	106.6	—			

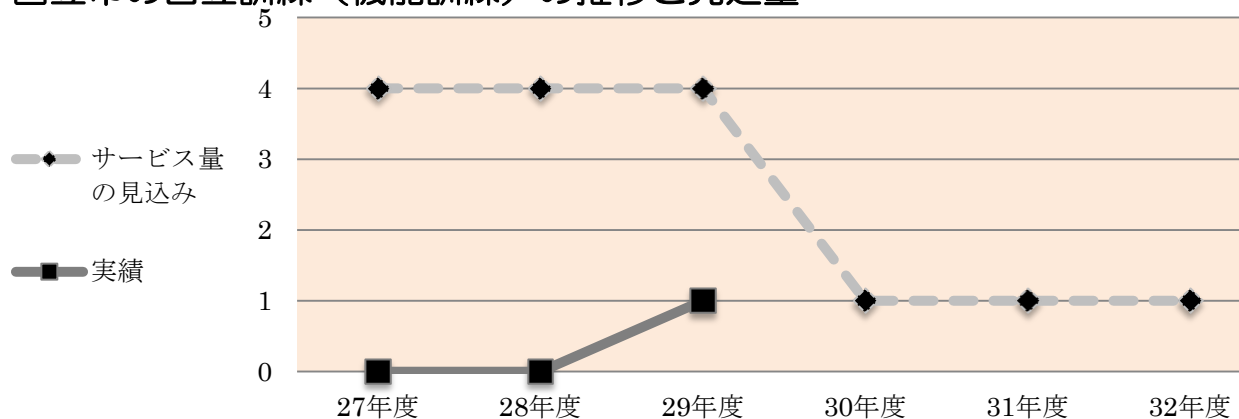
国立市の生活介護の推移と見込量



■自立訓練 （機能訓練）

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	4 人	4 人	4 人	1 人	1 人	1 人
実績（各年度末）	0 人	0 人	(1 人)			
見込みに対する実績の比率（％）	0.0	0.0	—			

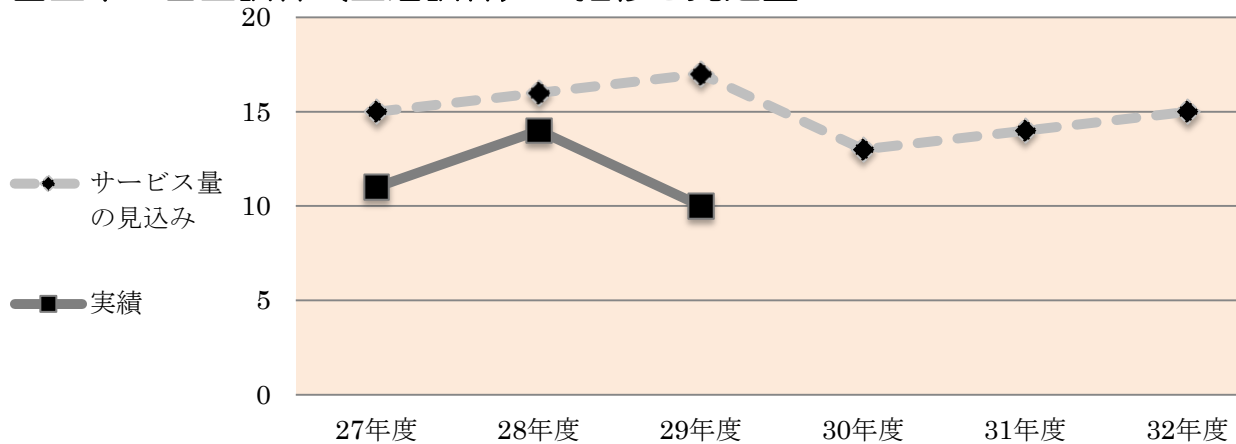
国立市の自立訓練（機能訓練）の推移と見込量



■自立訓練
(生活訓練)

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	15 人	16 人	17 人	13 人	14 人	15 人
実績 (各年度末)	11 人	14 人	(10 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	73.3	87.5	—			

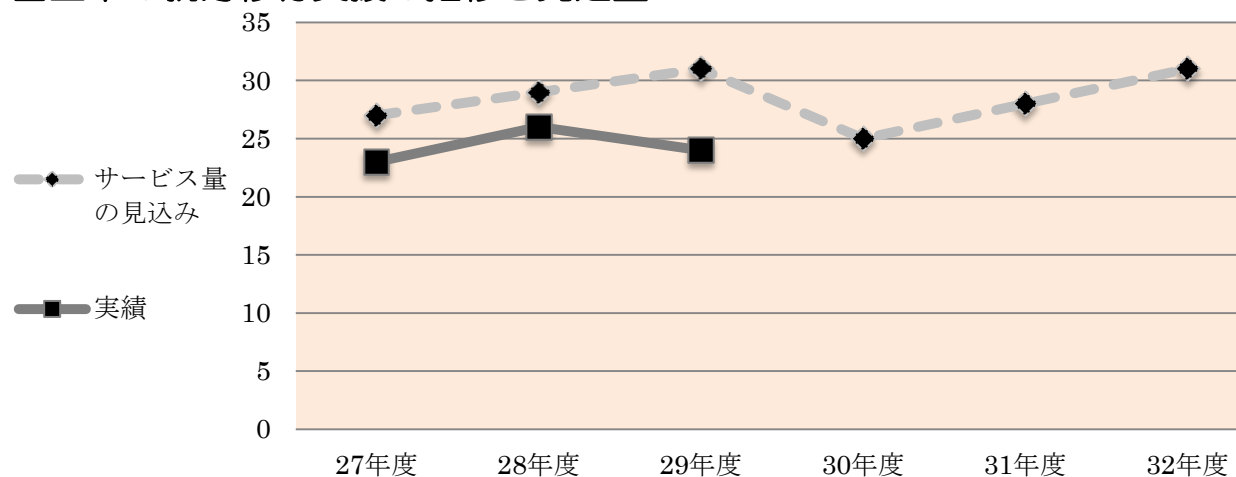
国立市の自立訓練（生活訓練）の推移と見込量



■就労移行支援

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	27 人	29 人	31 人	25 人	28 人	31 人
実績 (各年度末)	23 人	26 人	(24 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	85.2	89.7	—			

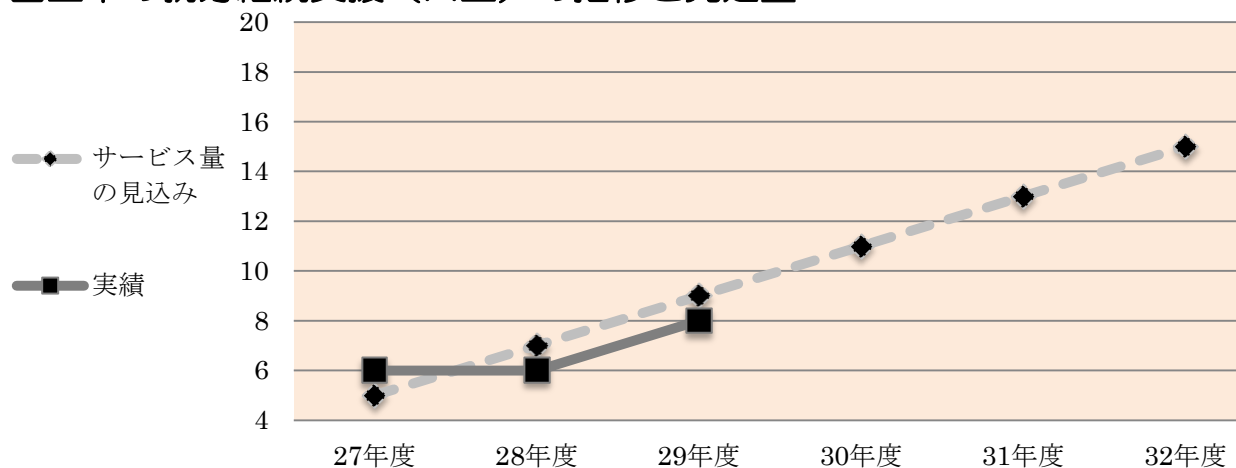
国立市の就労移行支援の推移と見込量



■就労継続支援
(A型)

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	5 人	7 人	9 人	11 人	13 人	15 人
実績 (各年度末)	6 人	6 人	(8 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	120.0	85.7	—			

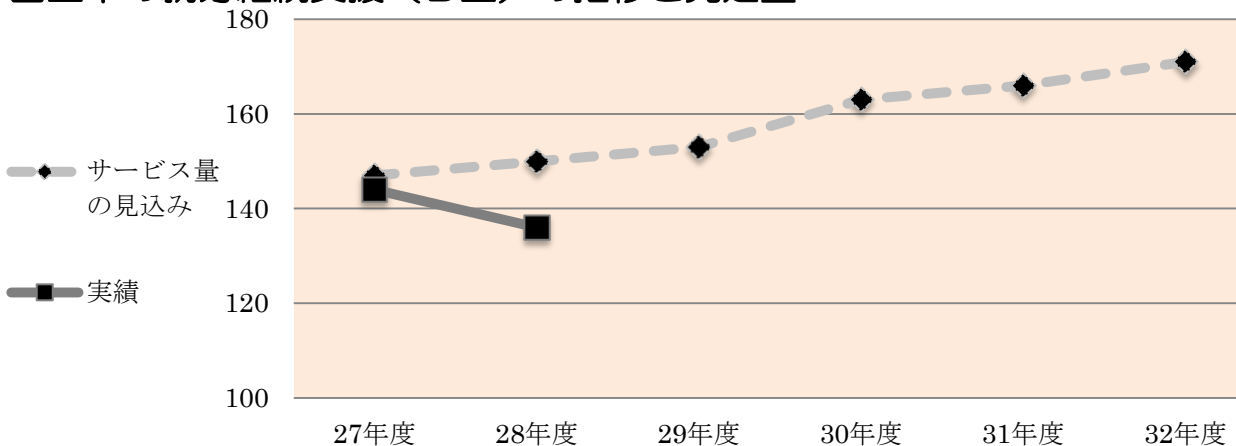
国立市の就労継続支援 (A型) の推移と見込量



■就労継続支援
(B型)

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	147 人	150 人	153 人	163 人	166 人	171 人
実績 (各年度末)	144 人	136 人	(159 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	98.0	90.7	—			

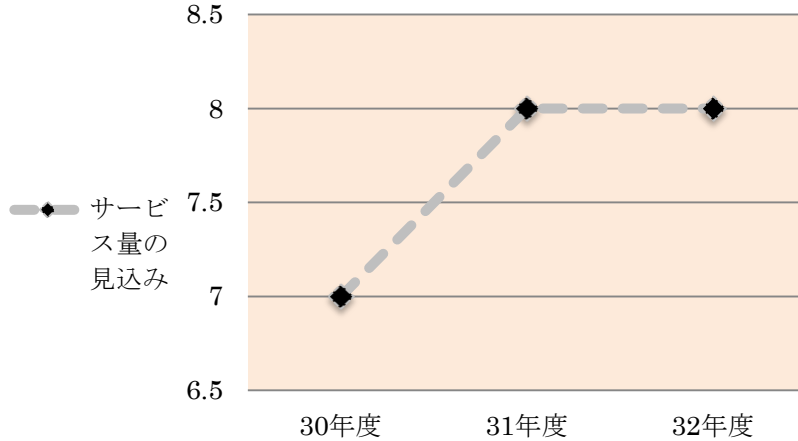
国立市の就労継続支援 (B型) の推移と見込量



■就労定着支援

	第5期		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	7人	8人	8人

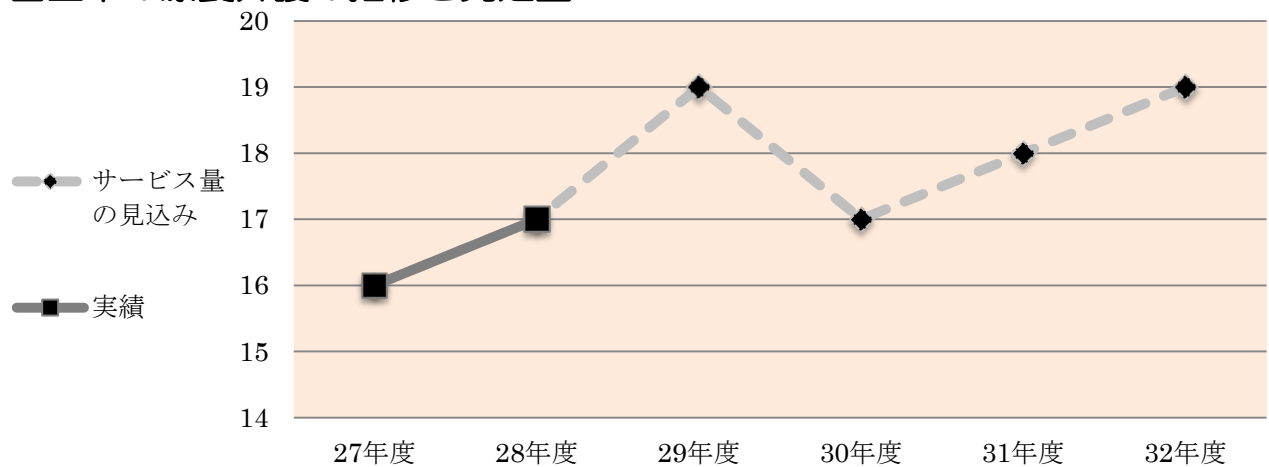
国立市の就労定着支援の見込量



■療養介護

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	16人	17人	18人	17人	18人	19人
実績(各年度末)	16人	17人	(17人)			
見込みに対する実績の比率(%)	100.0	100.0	—			

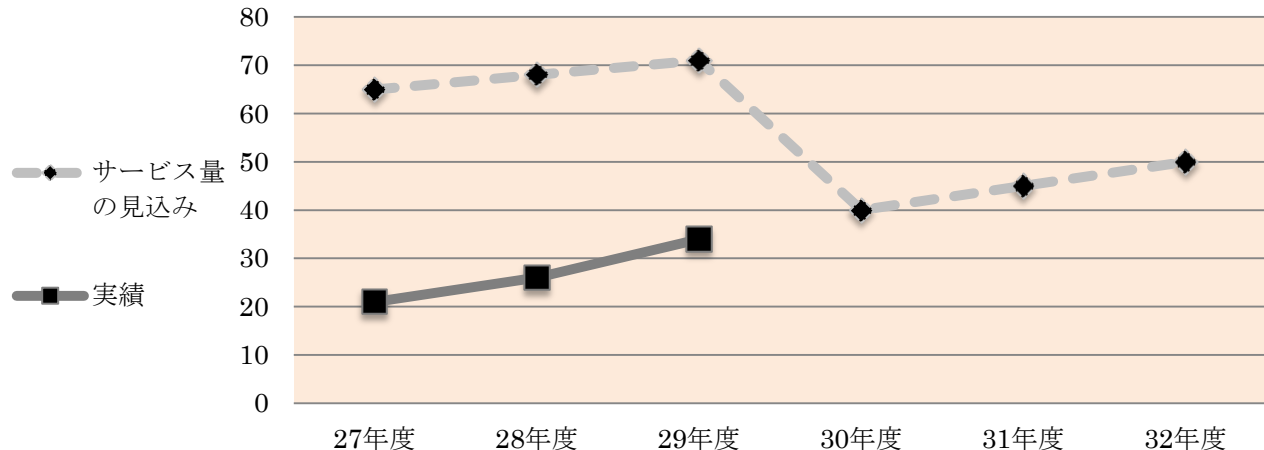
国立市の療養介護の推移と見込量



■短期入所

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	65 人	68 人	71 人	40 人	45 人	50 人
実績（各年度末）	21 人	26 人	(34 人)			
見込みに対する実績の比率（％）	32.3	38.2	—			

国立市の短期入所の推移と見込量



③居住系サービスの見込量

居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）については市内の建設予定（平成 31 年度（2019 年度）に知的しょうがい者向け 2 か所増）など状況を鑑みて第 5 期を見込みます。

第4期では量を見込んでいませんでしたが、宿泊型自立訓練、自立生活援助についてもこの項で見込みます。宿泊型自立訓練は、「通勤寮」や「生活訓練施設」として実績があり、家族からの自立や精神科病院からの退院の過程で利用されます。自立生活援助は、平成 30 年度（2018 年度）新設のサービスです。

◇用語の説明

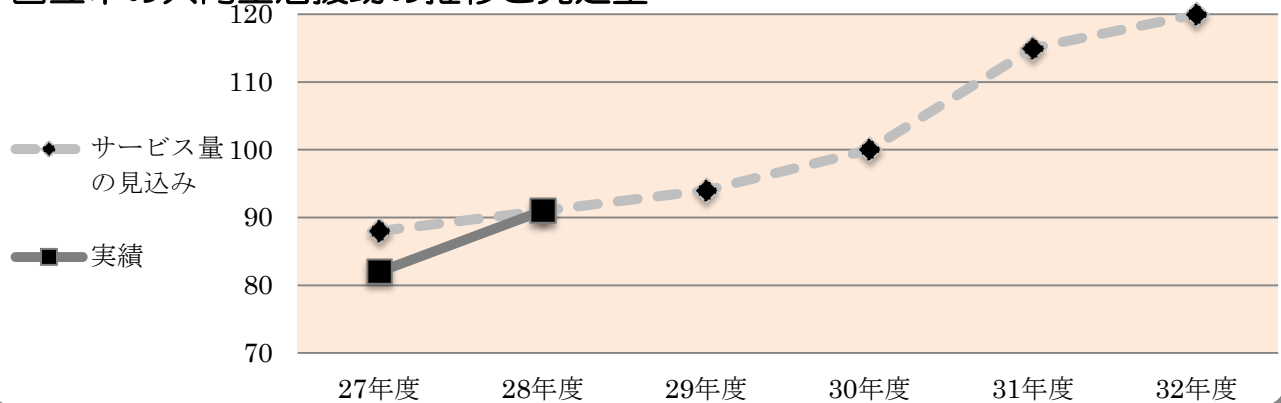
居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕

共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	知的しょうがいまたは精神しょうがいのある人に、家事等の日常生活能力の向のための支援や生活に関する相談・助言などを、昼夜を通じて提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行うサービス
自立生活援助	施設やグループホームを利用していたしょうがい者で一人暮らしをする方に対し、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

■ 共同生活援助

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	88 人	91 人	94 人	100 人	115 人	120 人
実績（各年度末）	82 人	91 人	(95 人)			
見込みに対する実績の比率（％）	93.2	100.0	—			

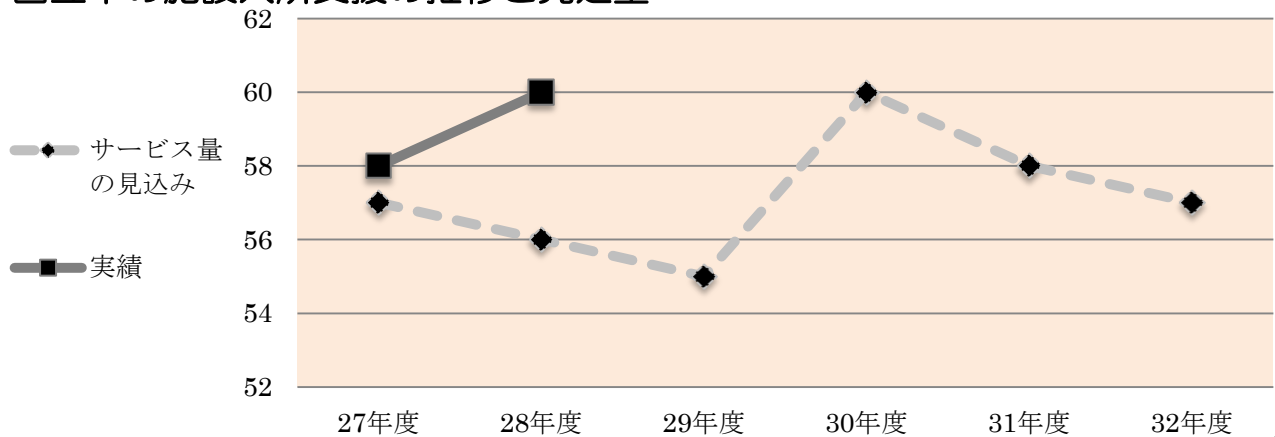
国立市の共同生活援助の推移と見込量



■施設入所支援

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	57 人	56 人	55 人	61 人	60 人	58 人
実績（各年度末）	58 人	60 人	(62 人)	※自立訓練利用に伴う施設入所支援を含みます。		
見込みに対する実績の比率（％）	101.8	107.1	—			

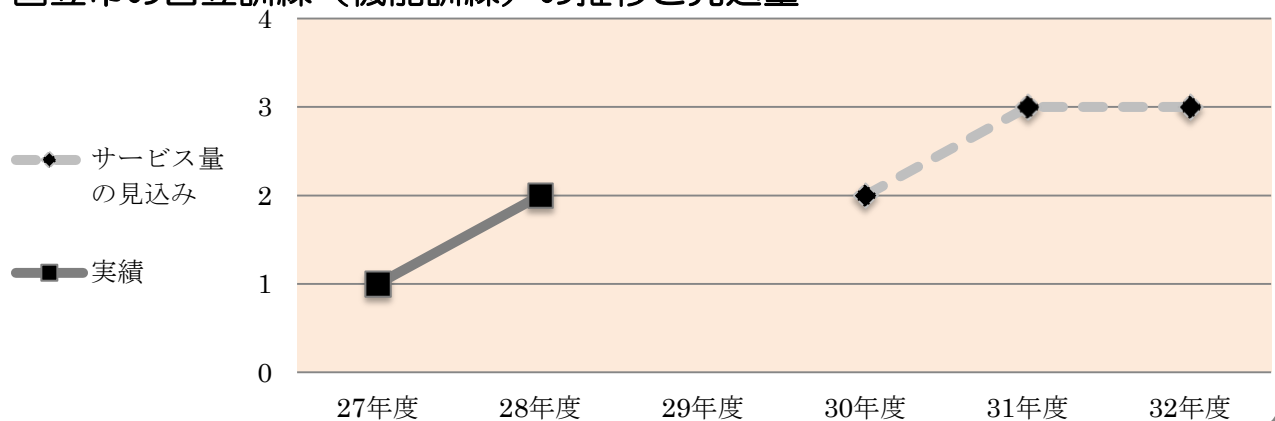
国立市の施設入所支援の推移と見込量



■宿泊型自立訓練

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2 人	3 人	3 人
実績（各年度末）	1 人	2 人	(1 人)			
見込みに対する実績の比率（％）	—	—	—			

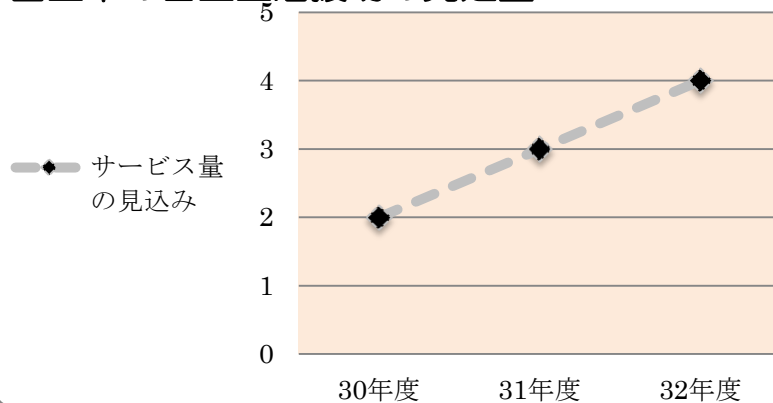
国立市の自立訓練（機能訓練）の推移と見込量



■自立生活援助

	第5期		
	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	2 人	3 人	4 人

国立市の自立生活援助の見込量



④計画相談支援等の見込量

計画相談支援（指定特定相談ともいう）は平成24年度（2012年度）～26年度（2014年度）を経過期間とし、第4期の計画期間の始期である平成27年（2015年）4月より、障害福祉サービスのすべての支給決定において必須となりました。サービスの支給決定期間は長いものでも3年なので、29年度（2017年度）末までにすべての支給決定に計画相談支援が整うこととなります。下記の実績・見込みは月での算出となりますが、計画相談支援の支給決定数としては、平成29年（2017年）12月現在483件です。国立市ではセルフプランの希望も多く、約25%がセルフプランとなっています。必要に応じ、相談支援事業所による計画相談支援の利用を提案していきます。

地域相談（指定一般相談ともいう）には地域移行支援と地域定着支援とがあり、地域移行をすすめるうえで需要が見込まれます。

◇用語の説明

計画相談支援等〔障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着についての支援〕

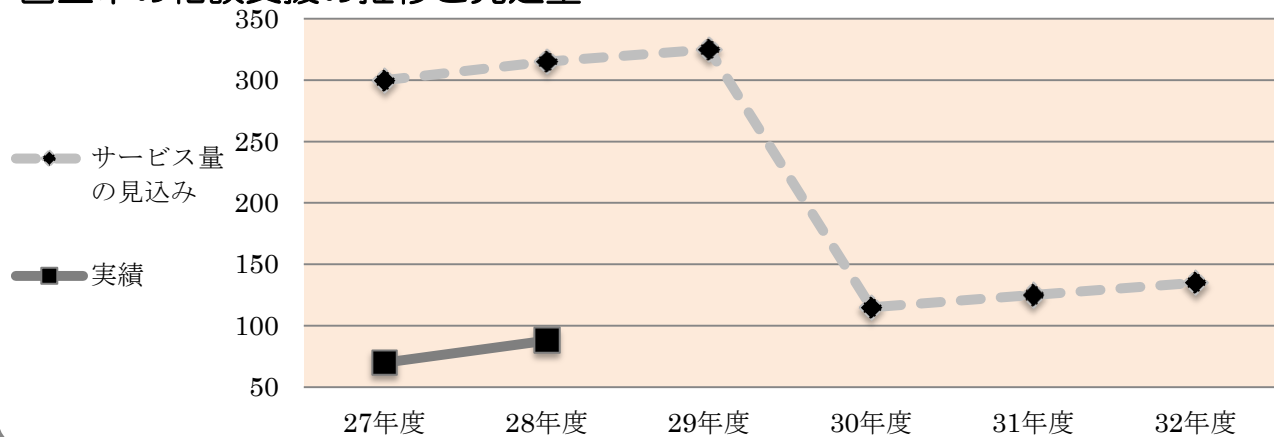
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、しょうがい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがい者又は精神科病院に入院している精神しょうがい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス

地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活するしょうがい者につき、当該しょうがい者との常時の連絡体制を確保し、しょうがいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス
--------	--

■計画相談支援

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	300 人	315 人	325 人	115 人	125 人	135 人
実績（各年度末）	70 人	88 人	(101 人)	※第4期の見込みは年度全体の利用者数		

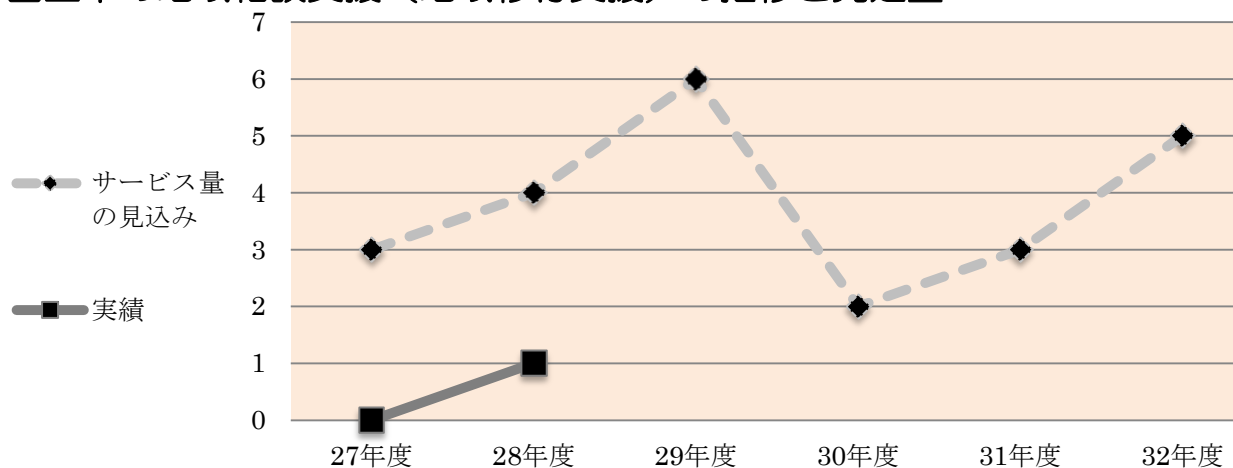
国立市の相談支援の推移と見込量



■地域相談支援
(地域移行支援)

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	3 人	4 人	6 人	2 人	3 人	5 人
実績 (各年度末)	0 人	1 人	(1 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	0.0	25.0	—			

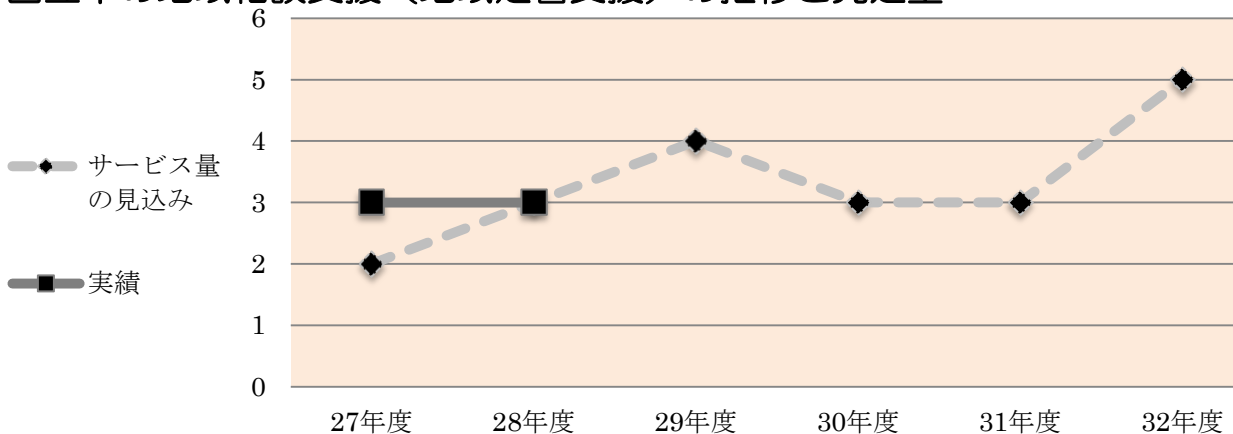
国立市の地域相談支援（地域移行支援）の推移と見込量



■地域相談支援
(地域定着支援)

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	2 人	3 人	4 人	3 人	3 人	5 人
実績 (各年度末)	3 人	3 人	(3 人)			
見込みに対する実績の比率 (%)	150.0	100.0	—			

国立市の地域相談支援（地域定着支援）の推移と見込量



⑤ 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

平成 24 年度（2012 年度）より市町村の支給決定により提供されるようになった障害児通所支援は、事業所の急な増加の影響もあり、多くの方が利用するようになりました。国立市内の事業所数も、平成 27 年（2015 年）4 月に放課後等デイサービスが 8 か所、児童発達支援が 1 か所であったものが、平成 29 年（2017 年）10 月にはそれぞれ 12 か所、4 か所となっています。

これらの通所支援を受けるにあたり、障害福祉サービス同様に計画の作成が必要となっており、支給決定数としては平成 29 年（2017 年）12 月現在 90 件です。児童は保護者によるセルフプランがより多く、50%以上に達しています。家族支援の観点からも、障害児相談支援の充実を図っていく必要があります。

なお、児童の入所に関しては、平成 24 年度（2012 年度）以降も東京都（児童相談所）が担っています。

◇用語の説明

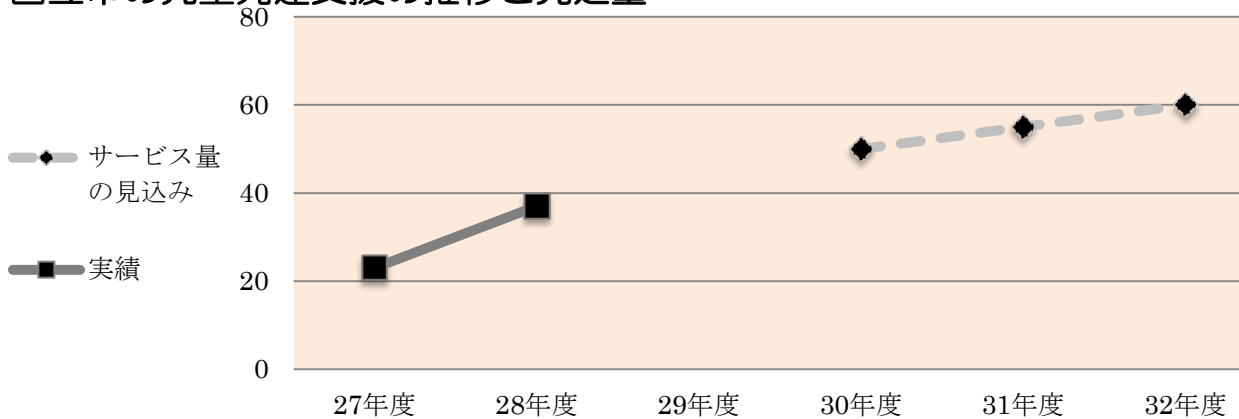
障害児通所支援系サービス〔しょうがい児を対象に、施設などを利用し日中提供される支援〕

児童発達支援	しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	しょうがい児が他の児童との集団生活に適應することができるよう、しょうがい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度のしょうがい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難なしょうがい児に、しょうがい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス（平成 30 年度新設）
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

■児童発達支援

	実績値			第 1 期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	50 人	55 人	60 人
実績（各年度末）	23 人	37 人	(48 人)			

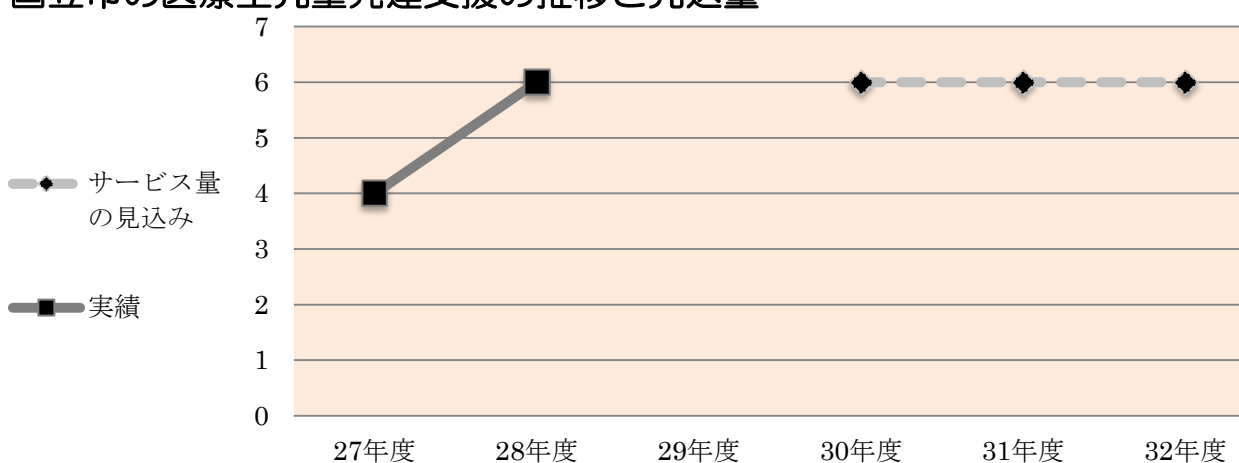
国立市の児童発達支援の推移と見込量



■医療型児童発達支援

	実績値			第 1 期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	6 人	6 人	6 人
実績（各年度末）	4 人	6 人	(5 人)			

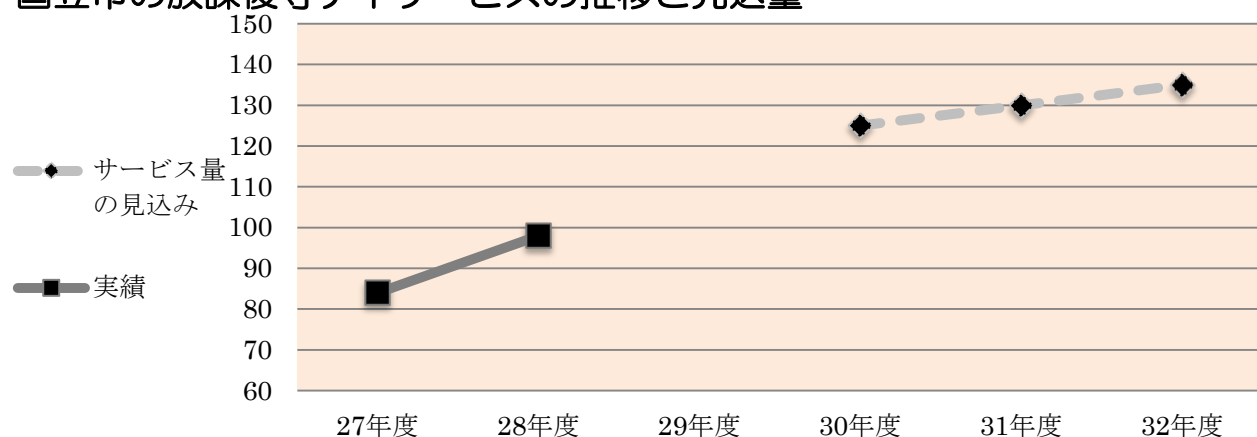
国立市の医療型児童発達支援の推移と見込量



■放課後等デイサービス

	実績値			第 1 期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	125 人	130 人	135 人
実績（各年度末）	84 人	98 人	(109 人)			

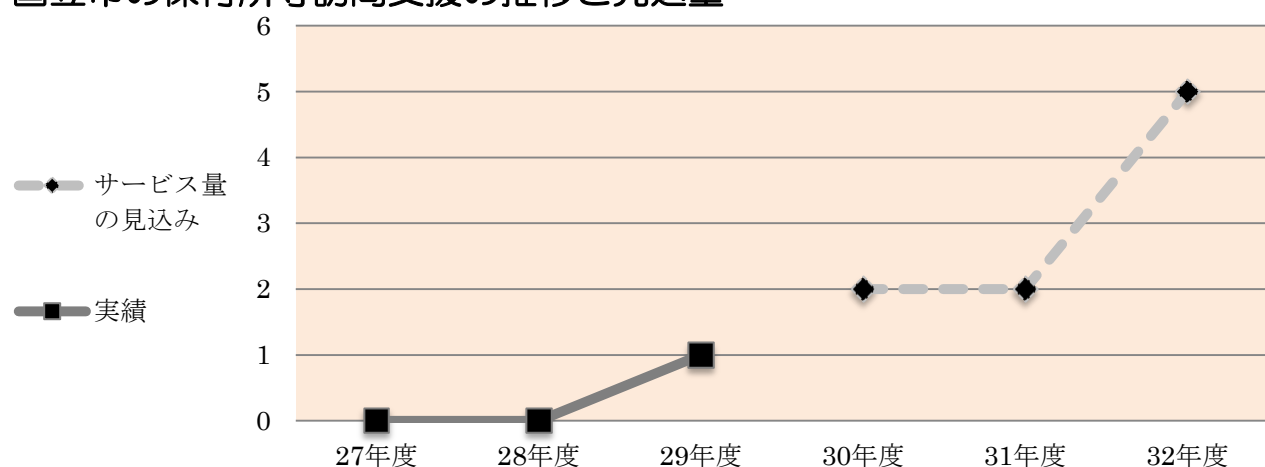
国立市の放課後等デイサービスの推移と見込量



■保育所等訪問支援

	実績値			第 1 期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2018 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2 人	2 人	5 人
実績（各年度末）	0 人	0 人	(1 人)			

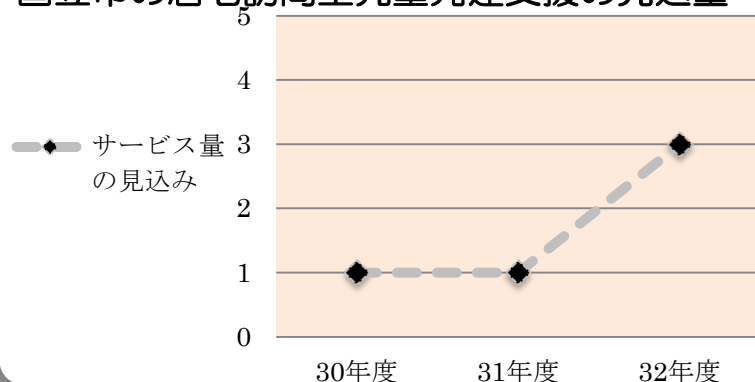
国立市の保育所等訪問支援の推移と見込量



■居宅訪問型
児童発達支援

	第 1 期見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	1 人	1 人	3 人

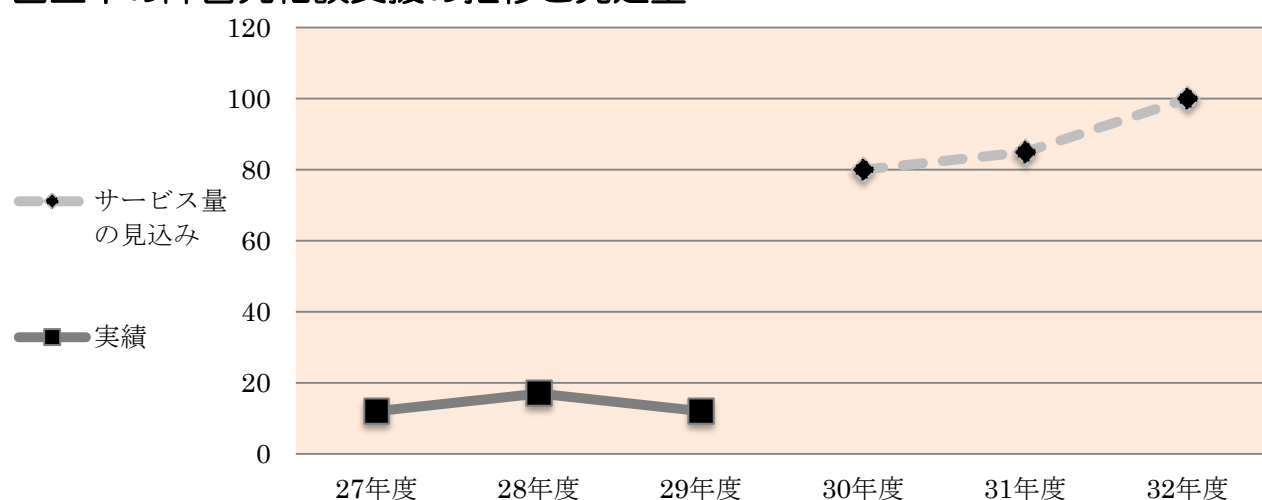
国立市の居宅訪問型児童発達支援の見込量



■障害児相談支援

	実績値			第 1 期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	18 人	25 人	35 人
実績（各年度末）	0 人	17 人	(14 人)			

国立市の障害児相談支援の推移と見込量



⑥ 医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

平成 32 年度（2020 年度）開所予定の児童発達支援センターまたは基幹相談支援センターへの 1 名配置を目指し、調整していきます。

(2) 地域生活支援事業の各年度見込量

◇用語の説明

地域生活支援事業〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕

相談支援事業	地域のしょうがいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてしょうがい者の地域生活を支援する事業
理解促進・研修啓発事業	しょうがい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、しょうがい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	しょうがい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、しょうがい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援事業	身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができないしょうがい者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難なしょうがい者に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、しょうがい者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などのしょうがいのため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅のしょうがいのある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	日中活動の場の提供や社会との交流などを行う施設
任意事業	地域生活支援事業のうち、自治体ごとの事情に応じ実施する事業。国・市では、訪問入浴サービス事業、自動車運転教習・自動車改造費助成事業、点字・声の広報発行事業、地域参加型介護サポート事業、日中一時支援事業を実施。

①相談支援事業等の見込み

第5期についても第4期の事業の継続を見込みます。

理解促進研修・啓発事業は、障害者週間イベントとして実施していますが、その他についても機会を捉え啓発に努めます。

自発的活動支援事業としては、「障害者参加型サービス活用事業」の内容がこれに該当します。ピアサポートによる自立の支援や余暇支援を実施します。また、自立支援協議会の部会活動も進めていきます。

相談支援事業は前述の計画相談支援、障害児相談支援とは異なり、障害福祉サービス等の利用の有無に関わらず、日常生活・社会生活全般の相談に対応します。市しょうがいしゃ支援課で実施する他、3事業所への委託相談を継続します。また、市の相談支援については基幹相談支援センター設置を検討します。現状でもしょうがいしゃ支援課に専門職を配置して機能強化を図っており、これを継続します。

住宅入居等支援事業については、生活困窮者自立支援法に基づく支援との連携を継続し、地域生活支援事業としての実施は見込みません。成年後見制度利用支援は、必要に応じて関係機関と連携のうえ市長申立てを行い、また、市の要綱に基づき後見人報酬費助成を実施していきます。

しょうがい者虐待防止センターについては、市しょうがいしゃ支援課での取組みと相談支援事業所への委託による夜間・休日対応を継続していきます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センターの設置	—	—	—	—	設置に 向け検討	設置に 向け検討
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度 利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度 法人後見支援事業	—	—	—	—	—	—
しょうがい者虐待防止センタ ーの設置	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所

②意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、概ね現状どおりの実施を見込みますが、要約筆記の派遣について情報保障の観点から進めていきます。手話通訳者の確保にも努めます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業 (件)	359	363	(260)	360	360	360
要約筆記者派遣事業 (件)	0	0	(0)	1	2	2
手話通訳者設置事業 (件/回)	222 9 5	210 97	(172) (56)	225 96	225 96	225 96
手話講習会修了者数 (人)	48	43	—	45	48	50
登録手話通訳者数 (人)	13	13	(12)	13	14	15

各年度のべ数

ただし登録手話通訳者については年度末の実人数

③ 日常生活用具給付事業の見込み

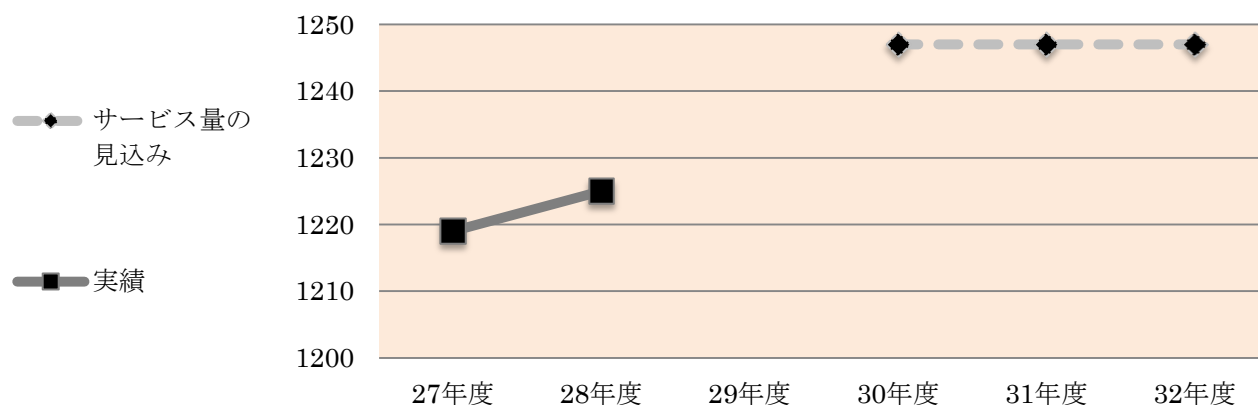
日常生活用具については、新規の身体障害者手帳取得の状況や転入の状況により変動が大きくなりますが、ほぼ現状どおりの給付を見込みます。

用具の種別と主な用具		第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具 ・入浴担架 ・移動用リフト 等	見込み量	—	—	—	10件	10件	10件
	給付件数	6件	5件	(11件)			
自立生活支援用具 ・つえ ・火災報知器 等	見込み量	—	—	—	10件	10件	10件
	給付件数	7件	5件	(3件)			
在宅療養等支援用具 ・吸入器 ・たん吸引器 等	見込み量	—	—	—	12件	12件	12件
	給付件数	9件	11件	(4件)			
情報・意思疎通支援用具 ・点字タイプライター ・拡大読書器 等	見込み量	—	—	—	5件	5件	5件
	給付件数	5件	1件	(8件)			
排泄管理支援用具 ・紙おむつ ・ストマ装具 等	見込み量	—	—	—	1,200件	1,200件	1,200件
	給付件数	1,181件	1,197件	(617件)			
住宅改修費 ・手すりの取付け ・階段昇降機 等	見込み量	—	—	—	10件	10件	10件
	給付件数	11件	6件	(5件)			
合 計	見込み量	—	—	—	1,247件	1,247件	1,247件
	給付件数	1,219件	1,225件	(648件)			

各年度延べ数

平成29年度（2017年度）については10月までの延べ件数を（ ）で表記

国立市の日常生活用具給付の推移



④移動支援事業（個別型）の見込み

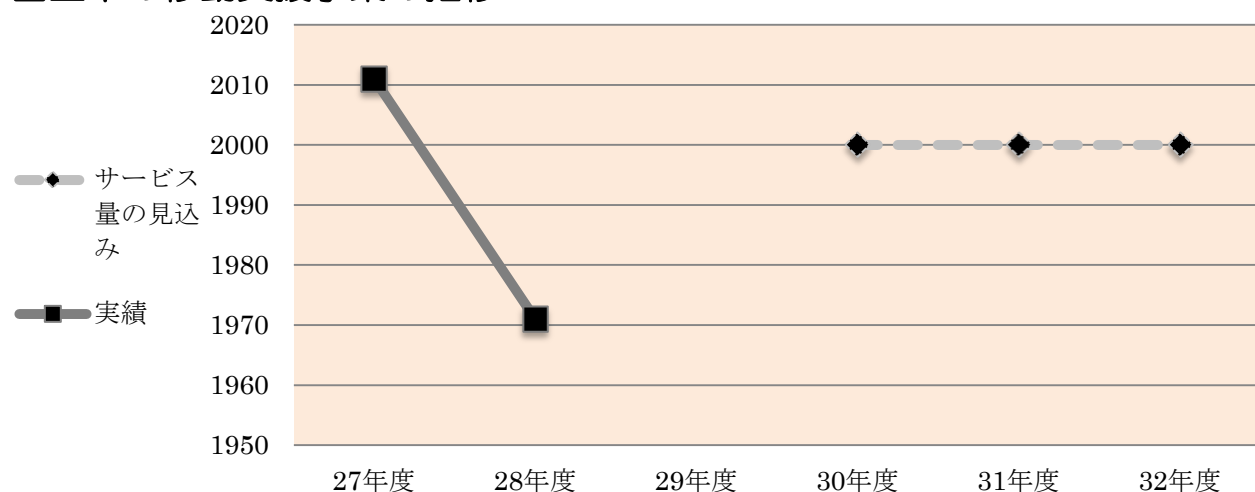
国立市では、通勤などの営利目的でないかぎり、通学・通所の移動支援の利用を認めています。また、身体機能のしょうがいに限らず、知的しょうがいや精神しょうがいによって公共交通機関をひとりで利用することが困難な場合の利用も認めています。現状で支援を継続していきます。

グループ支援型、車両移送型については実施を見込みません。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2,000 件	2,000 件	2,000 件
実績（各年度のべ）	2,011 件	1,971 件	(1,150 件)			

平成29年度については4月～10月までの延べ件数

国立市の移動支援事業の推移



⑤地域活動支援センターの見込み

平成18年（2006年）の障害者自立支援法施行以前に、地域生活支援センター・共同作業所・デイサービスであった事業所が地域活動支援センターに移行し、運営されています。このうち、1か所が平成29年（2017年）4月に生活介護事業所に移行し、日中活動を提供しています。市では2か所の運営を継続し、外出や地域交流の機会を提供していきます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2か所	2か所	2か所
実績（各年度末）	3か所	3か所	(2か所)			

⑥任意事業の見込み

A 訪問入浴サービス事業（在宅重度心身障害者入浴サービス事業）

・事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度のしょうがいのある人に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

・基本的な考え方

新規登録者と転出等の減により、概ね現状どおりを見込みます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	312件 8世帯	312件 8世帯	312件 8世帯
実績	332件 9世帯	345件 9世帯	(177件) (7世帯)			

各年度延べ件数 世帯は各年度末の実件数

平成29年度（2017年度）については4～10月の延べ件数及び10月末の世帯数を（ ）で表記

B 自動車運転教習・自動車改造費助成事業

・事業内容

心身にしょうがいのある人本人が免許を取得するために要した費用の一部および身体にしょうがいのある人本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

・基本的な考え方

市報や相談支援等を通じて引き続き制度の周知を図り、利用を見込みます。

自動車運転教習 助成事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2件	2件	2件
各年度実績	2件	1件	(0件)			

自動車改造費 助成事業	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	2件	2件	2件
各年度実績	0件	1件	(0件)			

平成29年度(2017年度)については4月～10月までの実績を()で表記

C 点字・声の広報発行事業

・事業内容

文字による情報入手が困難な視覚にしょうがいのある人のために、広報（市報くにたち・公民館だより）等の点字版および音訳テープを発行します。

・基本的な考え方

国上市点字サークル・音訳サークル等の協力を得ながら、点字・音訳発行事業を継続していきます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人	点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人	点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人
実績（各年度末）	点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人	点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人	（点字版 毎号4人 声の広報 毎号7人）			

D 心身しょうがい者（児）緊急入所事業

・事業内容

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、しょうがいのある人を一時的に施設に預かり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。

・基本的な考え方

心身しょうがい者（児）緊急入所事業として実施していますが、しょうがいのある人の増加および利用者増を見込みます。また、利用者への周知を図っていきます。地域生活支援拠点整備において緊急時の対応として機能していく見込みです。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	25人 560日	27人 570日	30人 585人
実績（各年度）	22人 575日	27人 549日	（21人） （218日）			

人数は年間の実利用者数 日数は年間のべ利用日数

平成29年度は4月～10月の実利用者数とのべ利用日数を（ ）で表記

E 地域参加型介護サポート事業

・事業内容

地域で暮らすしょうがいのある人を対象とした介護ヘルパー派遣制度です。地域の介護力を活用する考えから、介護者に資格などの制限はありません。しょうがいのある人が自ら選んで、推薦した介護者に家事援助などの日常生活支援や外出時の支援を行ってもらう、国立市独自のしょうがい福祉サービスです。

・基本的な考え方

障害者自立支援法施行当時より始まった事業です。開始から10年以上が経過しているため、検証・見直しを図ったうえで、今後さらに充実させていきます。

	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
サービス量の見込み	—	—	—	850件	860件	870件
実績（各年度のべ）	880件	843件	(452件)			

平成29年度は4月～10月の延べ件数を（ ）で表記

E 日中一時支援事業

・事業内容

しょうがいしゃの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、地域のニーズに即してしょうがいしゃの見守り等を行う事業です。

・基本的な考え方

国立市では、日中一時支援事業の実施はありませんでした。しかし、平成24年度（2012年度）に始まった放課後等デイサービスが夕方まで支援を提供するようになり、一方で日中活動系サービスには午後4時頃に支援を終了する事業所が多いため、18歳に到達して日中活動系サービスを利用するようになった方やその家族から夕方の時間帯のケアが求められるようになりました。このため、平成29年度（2017年度）より市内社会福祉法人に委託し、夕方のタイムケアを開始したところです。

さらに、学童保育の利用が終了した年齢の児童・生徒の保護者より、長期休暇中の朝のタイムケアを求める声があり、放課後等デイサービスの提供時間に追加して日中一時支援を提供する形態で、平成29年度（2017年度）の冬季休暇より給付を開始しました。

地域ニーズに応じて開始したばかりの事業であり、第5期の計画期において検証していきます。

5. 計画の推進体制等

(1) 実施体制

計画の推進にあたっては、国立市地域福祉推進本部にて年度ごとの実施状況を確認するとともに、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会、作業所等ネットワーク（準備会）などの既存の会議体や、今後設置を計画している、医療的ケア児を支援する協議の場、精神しょうがいしゃの地域包括ケアシステムを活用し、連携・協働しながら取り組んでいきます。

(2) 進行管理体制・評価方法

PDCAサイクルのプロセスに基づき、年度ごと計画の実績を把握し、自立支援協議会へ報告、意見を聴取して評価していきます。

平成 30 年度（2018 年度）、平成 31 年度（2019 年度）の評価の結果を翌年度の計画実施（見直し）に反映させていくとともに、平成 32 年度（2020 年度）には、次期「国立市しょうがい福祉計画・国立市しょうがい児福祉計画」の策定作業に活用していきます。

※ PDCAサイクル … Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）
というサイクル

※資料編

国立市しょうがい者（児）自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 7 月 8 日訓令第 60 号

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項に基づき、市民がしょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、並びにしょうがい者及びしょうがい児が社会参加する機会を確保することを目的として、地域の関係機関による連携の緊密化を図るとともに、支援環境を充実させる方策について協議を行うため、国立市しょうがい者（児）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関による連携強化と情報共有に関すること。
- (2) 地域における障害福祉サービス等に関する情報の収集及び普及啓発に関すること。
- (3) 地域における社会資源の開発、活用及び改善に関すること。
- (4) 相談支援の充実に向けた課題の整理及び対応に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、全体会及び専門部会により構成する。

2 全体会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する構成員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 相談支援事業所の職員
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関の職員
- (5) 雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) しょうがい者・しょうがい者団体等関係者
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 専門部会構成員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 専門部会は、別に定める関係機関の職員等をもって組織する。

4 協議会の構成員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、関係相談支援事業所をもって構成する。

2 事務局は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課と共に協議会の庶務を行う。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じ、事務局が招集する。

2 協議会に会務を統括する議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

（謝礼金）

第6条 市長は、全体会に出席した第3条第2項に規定する構成員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 協議会の構成員は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国立市個人情報保護条例（平成 14 年 12 月国立市条例第 36 号）の規定を遵守するものとし、協議会で取り扱った個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

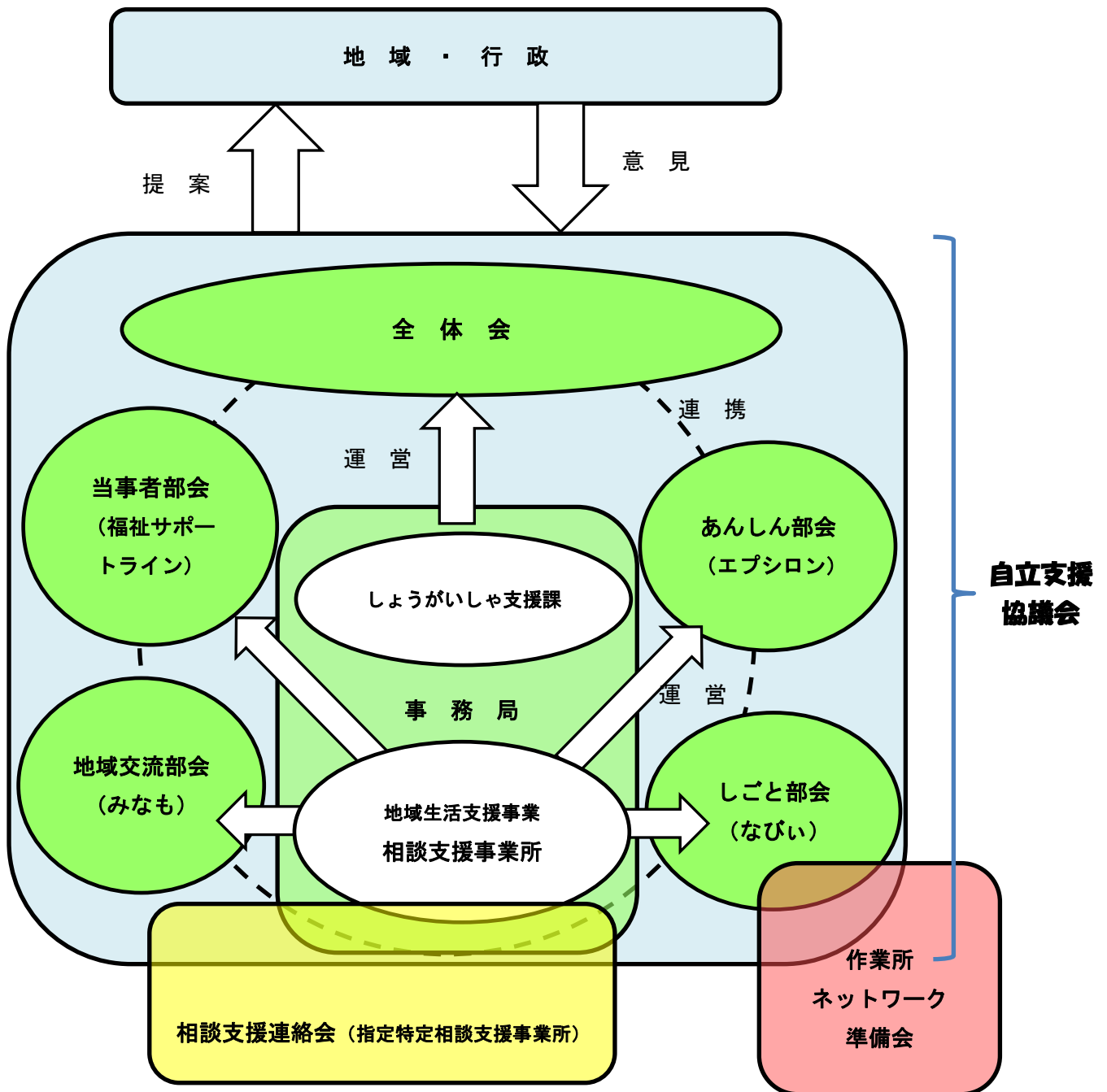
付 則

この訓令は、平成 25 年 7 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 25 年 12 月 13 日訓令第 94 号）

この訓令は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

**国立市自立支援協議会
イメージ図
(平成29年度)**



国立市自立支援協議会 委員一覧 （順不同）

【全体会】 11名

役 職	所 属	種 別
議 長	東洋大学社会学部社会福祉学科	学識経験者
	（身体しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（精神しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（しょうがい児保護者）	当事者・家族・関係団体
	国立市社会福祉協議会	社協職員
	国立市医師会	医療関係者
	国立市教育委員会	教育関係機関
	当事者部会指名代表者	部会代表
	地域交流部会指名代表者	部会代表
	しごと部会指名代表者	部会代表
	あんしん部会指名代表者	部会代表

【当事者部会】 9名（事務局2名）

役 職	所 属	種 別
事務局	福祉サポートライン・くにたち	相談支援事業者
	（身体しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（身体しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（身体しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（知的しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（精神しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（難病当事者）	当事者・家族・関係団体
	（難病当事者）	当事者・家族・関係団体

【地域交流部会】 11名（事務局2名）

役 職	所 属	種 別
事務局	相談支援センター「みなも」	相談支援事業者
	（精神しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	CSW（コミュニティワーカー）	社協職員
	相談支援エプシロン	相談支援事業者
	ハッピーテラス国立駅前	相談支援事業者
	棕櫚亭Ⅰ	地域活動支援センター
	グループホーム櫻の杜ハウス	障害福祉サービス事業者
	滝乃川学園	障害福祉サービス事業者
	わかばの家	障害福祉サービス事業者
	国立市公民館	行政職員（市町村）

【しごと部会】 15名（事務局2名）

役 職	所 属	種 別
事務局	地域活動支援センター なびい	相談支援事業者
	（知的しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	（高次脳機能しょうがい当事者）	当事者・家族・関係団体
	太陽と昴の会	当事者・家族・関係団体
	ハローワーク立川	雇用関係機関
	就業・生活支援センターオープナー	雇用関係機関
	国立市就労支援事業担当	行政職員（市町村）
	都立武蔵台学園	教育関係機関
	就労移行支援事業所 ピアス	障害福祉サービス事業者
	就労移行支援事業所 レジリエンス	障害福祉サービス事業者
	就労継続支援 B 型 うめの木作業所	障害福祉サービス事業者
	就労継続支援 B 型 天成舎	障害福祉サービス事業者
	国立市商工会	企業等
	立川青年会議所	企業等

【あんしん部会】 12名（事務局2名）

役 職	所 属	種 別
事務局	相談支援エプシロン	相談支援事業者
	視覚障害者協会	当事者・家族・関係団体
	聴覚障害者協会	当事者・家族・関係団体
	国立市手をつなぐ親の会	当事者・家族・関係団体
	多摩立川保健所	行政職員（都）
	立川消防署	行政職員（都）
	国立市ボランティアセンター	社協職員
	民生・児童委員協議会しょうがい部会	民生・児童委員
	国立市防災安全課	行政職員（市町村）
	青柳一丁目自治会	地域住民
	訪問看護ステーション 音	医療関係

改正

平成7年5月22日訓令（甲）第21号

平成8年3月29日訓令（甲）第20号

平成8年8月30日訓令（甲）第42号

平成13年3月30日訓令第10号

平成17年7月12日訓令第24号

平成18年10月6日訓令第45号

平成19年3月29日訓令第34号

平成19年6月29日訓令第52号

平成19年7月24日訓令第58号

平成20年5月2日訓令第30号

平成21年3月31日訓令第36号

平成22年8月30日訓令第62号

平成25年4月1日訓令第37号

平成29年4月17日訓令第33号

平成29年6月30日訓令第55号

（設置）

第1条 国立市地域福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画及び国立市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、福祉施策の企画・調整に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- （1） 本部長は、副市長とする。
- （2） 副本部長は、教育長とする。
- （3） 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

（本部長等の職務）

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

（推進委員会）

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

- 2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。
- 3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - （1） 本部から指示された事項の協議に関すること。
 - （2） 本部に付議する事項の調整に関すること。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、福祉施策に必要な事項の協議・調整に関すること。
- 4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。
- 5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

（庶務）

第7条 本部の庶務は、国立市地域福祉計画の推進の総合調整及び第2条第2号に掲げる事項に係るものについては健康福祉部福祉総務課において、国立市しょうがいしゃ計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部しょうがいしゃ支援課において、国立市高齢者保健福祉計画の推進の総合調

整に係るものについては健康福祉部高齢者支援課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

※ 省略

別表1

政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 教育次長

別表2

政策経営部	政策経営課長
行政管理部	職員課長 防災安全課長
健康福祉部	健康福祉部長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長 地域包括 ケア推進担当課長 健康増進課長 健康づくり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長 施策推進担当課長 子育て支援課長
生活環境部	まちの振興課長
都市整備部	都市計画課長 道路交通課長
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長
教育委員会	教育指導支援課長

第 5 期国立市しょうがい福祉計画

第 1 期国立市しょうがい児福祉計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための
市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

平成 30 年（2018 年）2 月

編集・発行 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課
〒186-8501
東京都国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1
電 話 042-576-2111（代表）
ファクス 042-573-1102（直通）
メー ル sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp